

令和2年度 家庭福祉対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室・母子家庭等自立支援室
(令和2年度概算要求額) **(令和元年度予算額)**
5,831億円 **(5,830億円)**

- 児童相談所や市町村の子ども家庭支援体制の強化、一時保護所の環境整備、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力で推進する。
- また、「すくすくサポート・プロジェクト」等に基づき、ひとり親家庭への総合的な支援施策を着実に実施するとともに、配偶者からの暴力被害者等に対して婦人相談所等で行う相談・支援を始めとする婦人保護事業の推進を図る。

I 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進 **(令和2年度概算要求額)** **(令和元年度予算額)** **1,725億円** **(1,637億円)**

児童相談所や市町村の子ども家庭支援体制の強化、一時保護所の環境整備、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力で推進する。

これを踏まえた、令和2年度概算要求の主な内容は以下のとおり。

児童虐待防止対策関係予算及び社会的養育関係予算の主な内訳は以下のとおり。

◇ 児童虐待・DV対策等総合支援事業	217億円 (169億円)
◇ 児童入所施設措置費等	1,318億円 (1,317億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	115億円 (97億円)
◇ 妊娠・出産包括支援事業	50億円 (38億円)
◇ 産婦健康診査事業	18億円 (13億円)
◇ 児童相談体制整備事業費	3億円 (2億円)
◇ 里親養育包括支援（フォスティング）職員研修事業	0.3億円 (0.3億円)
◇ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業	0.2億円 (0.2億円)
◇ 里親制度等広報啓発事業	0.9億円 (0.7億円)
◇ 児童虐待防止対策推進広報啓発事業委託費	0.8億円 (-)
◇ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業	0.1億円 (-)

※上記のほか、社会的養育関係予算として国立児童自立支援施設の運営に必要な経費を計上
 ※令和元年度予算は、臨時・特別の措置を除く。

1. 児童虐待の発生予防・早期発見

児童相談所や市町村（特別区を含む。以下同じ。）における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向にあり、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約5割（平成29年度）であることを踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチなどを通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逡減する。また、児童虐待の発生予防に向け、体罰の禁止等について啓発活動を通じ、社会的認知度を高める。

(1) 子どもの権利擁護

① 児童虐待防止対策推進広報啓発事業【新規】

児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。体罰の禁止や体罰によらない子育てについての社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与するため、国において、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

【児童虐待防止対策推進広報啓発事業委託費：0.8億円】

② 児童虐待防止のための広報啓発事業

自治体における児童虐待の通告先の周知や意識啓発等の広報啓発を行う取組に対する補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 13,483千円
【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市
【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

③ 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業に係る補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 8,175千円
【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市
【補助率】 定額（国：10/10相当）

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

① 子育て世代包括支援センターの全国展開等

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。

※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府において要求）を活用して実施（一部社会保障の充実）

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査、産後ケア事業等を推進する。

【妊娠・出産包括支援事業：50億円】

【産婦健康診査事業：18億円】

② 乳児院等多機能化推進事業【拡充】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所づくりに係る賃借料の補助を創設する。

○産前・産後母子支援事業

【補助基準額（案）】

・支援コーディネーターの配置等	1か所当たり	7,157千円
・看護師の配置等	1か所当たり	4,968千円
補助職員を配置する場合	1か所当たり	1,092千円加算
・改修費・備品費等	1か所当たり	8,000千円
・賃借料	1か所当たり	10,000千円《新規》
・一般生活費	1人当たり	1,689円（日額）《新規》

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2）

国：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

1. 児童虐待の発生予防・早期発見

(3) 児童虐待の発生予防・早期発見

① 未就園児等全戸訪問事業【拡充】

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）等の子どもを対象として家庭を訪問する取組を実施しているが、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問する取組を支援するため、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】

訪問費用 訪問数×6千円 ※年2回目以降の訪問も補助対象
事務職員雇上費 1日当たり7,000円×事務職員数 ※複数名の雇上も可能
民間団体へ委託する場合の事務費 564千円

【実施主体】市町村 【補助率】国1/2、市町村1/2

② 乳児家庭全戸訪問事業（内閣府予算）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,304億円の内数】

③ 養育支援訪問事業（内閣府予算）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,304億円の内数】

④ 子育て支援訪問事業【新規】

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につながっていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布するなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組に対する補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】1家庭あたり 8千円

【実施主体】市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

1. 児童虐待の発生予防・早期発見

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施（内閣府予算）

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,304億円の内数】

⑥ 児童相談所体制整備事業【拡充】

虐待対応件数の増加等を踏まえ、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられるよう対応協力員の配置を推進するため、補助を拡充するとともに、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいよう、SNS等を活用した相談窓口を開設・運用の取組を推進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】

1. スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円
2. 市町村との連携強化事業 4,212千円 ※東日本大震災被災地特別加算 4,565千円
3. 24時間・365日体制強化事業
 - ・ 24時間体制強化事業（時間外受付を22時まで実施） 6387.5千円 «拡充»
（時間外受付を22時以降も実施） 12,775千円 «拡充»
 - ・ 365日体制強化事業 2,600千円
4. 医療連携支援コーディネーター配置事業 4,436千円
5. SNS等相談事業 38,679千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童虐待が発生した場合の子どもの安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上等を図る。

(1) 一時保護所の環境改善を含む児童相談所の抜本的な体制強化等

① 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所及び市町村において児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、①児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、②市町村における子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして各自治体に派遣する事業を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】横浜市185,844千円、明石市120,210千円«拡充»

【実施主体】横浜市、明石市

【補助率】 定額（10/10相当）

② 法的対応機能強化事業【拡充】

児童相談所において、常時、弁護士による指導又は助言のもとで対応できるよう、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】15,644千円«拡充»

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

③ 児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司について計画的な人材確保を進めるとともに、更なる弁護士の配置又は準ずる措置の促進及び更なる体制確保のために、児童福祉司以外の専門職の採用活動を行う場合の加算を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】基本分4,182千円、※複数の職種に係る採用活動を行う場合4,182千円を加算«拡充»

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

④ 児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）【拡充】

児童相談所における医師及び保健師の配置だけではなく、小児科医、精神科医、法医学者など事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図るため、自治体が行う医療機関従事者向けの研修について、補助を拡充する。 【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 【補助基準額】 （1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）又は1市町村当たり）

・ 児童福祉司任用前講習会等	3,108千円	（児童福祉司任用前講習会の場合）
・ 児童福祉司任用後研修	3,108千円	
・ 児童福祉司スーパーバイザー研修	2,306千円	（自主開催の場合）
・ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修	3,008千円	
・ 児童相談所長研修	2,306千円	（自主開催の場合）
・ 虐待対応関係機関専門性強化事業	308千円	（協力体制の整備の場合）
・ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業	1,511千円	（研修実施費用）
・ 医療機関従事者研修	3,194千円	◀拡充▶
・ 研修専任コーディネーターの配置	5,002千円	等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、特別区

【補助率】 国1/2、都道府県、指定都市、中核市、特別区1/2

⑤ 医療的機能強化事業【拡充】

児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけでなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう、補助を拡充する。 【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1自治体あたり7,842千円◀拡充▶

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助率】 国1/2、市町村1/2

⑥ 児童相談所児童福祉司処遇改善事業【新規】

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童相談所児童福祉司等について、処遇改善に資する補助を創設する。 【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 各月1人40千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

⑦ 一時保護所の環境改善・体制強化に向けた支援の拡充【拡充】

一時保護所の環境改善・体制強化等に向け、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進めるとともに、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応が出来る環境整備を促進するため、補助を拡充する。

※ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

【次世代育成施設整備交付金：115億円の内数】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○次世代育成施設整備交付金

【補助基準額（案）】定員1人あたり4,990点【拡充】

※個別対応加算Ⅲ 1,350点【創設】※心理療法室整備加算 16,790点【創設】

※体育館加算 33,180点【創設】

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区

【補助率】 定額補助（2/3相当）

○賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業

【補助基準額（案）】21,900千円【拡充】 ※改修中の賃借料10,000千円【創設】

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】 国2/3、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/3

(2) 児童相談所の設置促進

① 児童相談所設置促進事業【拡充】

中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、①増加する業務に対応するための補助職員の配置に係る補助（中核市・特別区等に対する補助）、②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用に係る補助（中核市・特別区等に対する補助）、③児童相談所の設置を目指す中核市・特別区等に職員を派遣する都道府県等に対する代替職員の配置に要する費用について、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】1自治体当たり①6,517千円«拡充» ②10,259千円«拡充» ③10,259千円«拡充»

【実施主体】①②中核市、施行時特例市、特別区 ③都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】①②国1/2、中核市、施行時特例市、特別区1/2 ③国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

② 一時保護等機能強化事業【拡充】

一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を拡充する。また、児童相談所において、日本語や日本の社会通念等について意思疎通が難しい子ども・家族への対応やトラブル対応などに対して適切に対応するため、「一時保護所」だけでなく「児童相談所」に配置した場合についても補助対象となるよう、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・ 学習指導協力員以外の者児童相談所 1ヶ所当たり 2,725千円×実施事業数<拡充>
- ・ 学習指導協力員（1名分）児童相談所 1ヶ所当たり 4,153千円
- ・ 学習指導協力員（2名分）児童相談所 1ヶ所当たり 2,725千円×配置人数<拡充>

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

(3) 市町村における取組の充実

① 市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業」の機能の拡充を図り、児童委員・民生委員への研修や地域と連携した児童虐待防止対策に関する普及啓発活動を強化するとともに、地域における見守りの活動について、要支援児童の居場所づくり等の取組を推進するため、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】

- | | | | |
|-------------------|----------|------------------------|-------|
| ・ 基礎単価（直営 1か所当たり） | ・ 開設準備経費 | 7,678千円 | |
| 小規模A型 | 3,729千円 | ・ 夜間・土日加算 運営時間に応じて加算 | |
| 小規模B型 | 9,542千円 | ・ 嘱託弁護士・医師等配置加算 | 360千円 |
| 小規模C型 | 15,859千円 | | |
| 中規模型 | 21,176千円 | | |
| 大規模型 | 39,302千円 | ※上乗せ配置単価 1人当たり 2,715千円 | |

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

【補助基準額（案）（続き）】

- ・ 研修・広報啓発活動の強化 1カ所当たり 872千円«新規»
- ・ 地域における見守り活動の推進 1カ所当たり13,000千円«新規»
- ・ 通訳業務 1カ所当たり 1,560千円«新規»

【実施主体】市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

○市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

【補助単価（案）】基本分単価 564千円

加算分単価 宿泊あり 1日当たり13,980円（1人）

宿泊なし 1回当たり 5,500円（1人）

【実施主体】市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

○次世代育成支援対策施設整備交付金（子ども家庭総合支援拠点）

【補助単価（令和元年度）】8,330千円（1施設あたり）

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

② 市町村へのスーパーバイザーの配置

市町村において、児童相談所からの指導措置の委託を受けるケースなども含め、在宅での子どもの支援が適切に行われるよう、スーパーバイザーの配置に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○児童虐待防止対策支援事業（市町村相談体制整備事業（市町村スーパーバイズ事業））

【補助基準額（案）】

- | | | |
|----------------------------|---------|---------|
| ・児童相談所設置を目指す中核市、施行時特例市、特別区 | 1市区当たり | 2,605千円 |
| ・その他、一般市町村 | 1市町村当たり | 1,303千円 |

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

（4）関係機関間の連携強化等

① 要保護児童等に関する情報共有システムの構築【拡充】

都道府県間におけるネットワークの構築を含め、児童虐待に関する情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行うため、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○虐待防止のための情報共有システム事業

【補助基準額（案）】1自治体当たり40,000千円

【実施主体】都道府県（※）市町村が行うシステム改修等も対象とする。

【補助率】国：1/2、都道府県、市町村：1/2

※上記と併せて、国において全国統一のシステム開発を進める。（10億円（全額国費））

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,304億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

③ 保護者指導・カウンセリング強化学業【拡充】

児童相談所において保護者支援プログラムの実施にあたり、専門医療機関や民間団体と連携して取り組みが推進されるよう、補助メニューを見直すとともに、保護者が保護者支援プログラムを受講する際の費用及び児童相談所等職員の保護者支援プログラム資格取得支援に係る費用を支援するため、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】児童相談所1カ所当たり

①保護者指導支援員の配置	3,528千円
②保護者指導支援カウンセリング事業	11,707千円
③保護者の保護者支援プログラム費用にかかる補助事業	1,710千円<<新規>>
④児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業	300千円<<新規>>

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

④ 児童の安全確認等のための体制強化学業【拡充】

児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するため、児童相談所への警察OBの常勤的な配置を進めるなど、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し支援につなげられるよう、子どもに関する安全確認を適切に行うことができる体制を確保するため、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】

・児童相談所分	1児童相談所当たり	20,008千円<<拡充>>
・市町村分	1市町村当たり	10,004千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市・市町村1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

⑤ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員等の配置に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○児童虐待防止対策支援事業（市町村相談体制整備事業（要保護児童対策地域協議会機能強化事業））

【補助基準額】

・代替職員 1市町村当たり 68千円

・虐待対応強化支援員 1市町村当たり 2,605千円

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

⑥ 評価・検証委員会設置促進事業

外部有識者等による重大事例の検証、児童相談所の業務管理等に関する評価・助言等を行う「評価・検証委員会」を都道府県等に設置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額】1自治体当たり 934千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村1/2

⑦ 官・民連携強化事業

官・民連携による効率的な運営を図るため、保護者指導を行う民間団体育成のためのアドバイザー派遣・実地訓練等に係る費用の補助等を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額】民間団体委託推進事業 3,202千円

民間団体育成事業 1,253千円

民間団体活動推進事業 1,140千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

平成28年度改正児童福祉法の理念のもと、子どもの最善の利益の実現に向け、家庭養育の推進に向けた支援の拡充、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進、施設退所後の自立支援の強化を図る。

※ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

(1) 里親の開拓及び里親支援の拡充

① 里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関における24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備するため、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○里親養育包括支援（フォスタリング）事業

【補助基準額（案）】

①統括責任者加算	1か所当たり	5,826千円	④里親委託推進等事業 新規里親委託件数	1か所当たり	6,433千円
②里親制度等普及促進・里親リクルート事業			15件以上30件未満	1か所当たり	1,092千円加算
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,996千円	30件以上45件未満	1か所当たり	2,836千円加算
委託して実施する場合	1か所当たり	1,331千円	45件以上	1か所当たり	3,890千円加算
里親リクルーター配置加算	1か所当たり	5,693千円加算	⑤里親訪問等支援事業	1か所当たり	9,692千円
新規里親登録件数			里親等委託児童数		
15件以上25件未満	1か所当たり	1,272千円加算	20人以上40人未満	1か所当たり	2,283千円加算
25件以上35件未満	1か所当たり	1,816千円加算	40人以上60人未満	1か所当たり	4,216千円加算
35件以上	1か所当たり	2,360千円加算	60人以上80人未満	1か所当たり	7,606千円加算
③里親研修・トレーニング等事業			80人以上	1か所当たり	10,267千円加算
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	7,740千円	心理訪問支援員配置加算（常勤）	1か所当たり	5,055千円加算
委託して実施する場合	1か所当たり	5,160千円	心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1か所当たり	1,552千円加算
里親トレーナー配置加算（常勤）	1か所当たり	5,388千円加算	面会交流支援加算	1か所当たり	2,195千円加算
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1か所当たり	2,604千円加算	夜間・土日相談対応強化加算	1か所当たり	8,899千円加算<<拡充>>
研修代替要員費	1人当たり	38千円	24時間緊急対応加算	1カ所当たり	9,333千円加算<<新規>>
			⑥共働き家庭里親委託促進事業	1自治体当たり	3,749千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市・児童相談所設置予定市区

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児相相談所設置市・児童相談所設置予定市区1/2

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

② 里親への委託前養育支援事業等【新規】

子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で里親委託が行うことができるよう、この間の一般生活費や施設等へ訪問するための費用等に対する補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】

① 里親への委託前養育支援事業	一般生活費	1,689円（日額）	
	マッチング訪問旅費	3,490円（日額）	
	里親研修旅費	3,490円（日額）	
② 里親への短期預かり委託支援事業	i 短期預かり生活援助	2歳未満児	8,630円（日額）
		2歳以上児	4,720円（日額）
	ii 夜間養護等事業	基本分	900円（日額）
		宿泊分	900円（日額）
		休日預かり事業	2,100円（日額）

【実施主体】① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ② 市町村

【補助率】① 国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

② 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

③ 里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業

包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業を実施し、フォスタリング業務を担う職員の人材育成を進める。

【里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業：33,228千円】

【実施主体】法人（公募により選定）

【補助率】定額（10/10相当）

④ 里親制度・特別養子縁組制度の普及促進【拡充】

里親制度の普及促進のため、里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高めその推進を図るよう、補助を拡充する。

【里親制度等広報啓発事業：92,670千円】

○里親制度等広報啓発事業

【実施主体】法人（公募により選定）

【補助率】定額（10/10相当）

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

(2) 特別養子縁組制度等の利用促進

① 養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

養子候補者の増加や高齢児への支援に対応するため、ソーシャルワーカーの加配に要する補助の創設など、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図るなど、特別養子縁組を推進するため、補助を拡充する。【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○養子縁組民間あっせん機関助成事業

【補助基準額（案）】

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- ・養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
- ・第三者評価受審促進事業

受講者1人当たり 54千円
1か所当たり 300千円

②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- ・養親希望者等支援モデル事業
- ・障害児等支援モデル事業
- ・心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
- ・特定妊婦への支援体制構築モデル事業
- ・高齢児のためのソーシャルワーカー加配モデル事業
- ・資質向上モデル事業

1か所当たり 6,840千円<拡充>
1か所当たり 3,007千円
1か所当たり 6,127千円
1か所当たり 6,293千円
1か所当たり 6,127千円<新規>
1か所当たり 6,127千円<新規>

③養親希望者手数料負担軽減事業

1人当たり 上限350千円<拡充>

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

② 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業

特別養子縁組に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養子縁組希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。【特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業：19,809千円】

【実施主体】法人（公募により選定）

【補助率】定額（10/10相当）

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

(3) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等

① 児童養護施設等体制強化事業【拡充】

児童養護施設等の職員の離職防止や新規職員の確保等の人材確保のため、また、施設内における暴力、性暴力等への対応、外国人の子どもへの対応や夜勤業務への対応などのため、補助者を配置するための費用を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】	指導員等を目指す者の配置	1 人当たり3,958千円
	補助職員の配置	1 か所当たり3,958千円<<新規>>
【実施主体】	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村	
【補助率】	国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2 都道府県1/4、市・福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）	

② 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業【拡充】

できる限り良好な家庭的環境で子どもが養育されることが出来るよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう改修期間中の賃借料や原状復帰の際に必要な費用の補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】	（いずれも1か所当たり）	
・児童養護施設等の環境改善事業	8,000千円	
※里親、児童家庭支援センター及び母子家庭等就業・自立支援センター分は	1,000千円	
※児童家庭支援センター開設支援事業は	3,000千円	
※地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園で原状復帰が必要となる場合も補助対象	<<新規>>	
・地域子育て支援拠点の環境改善事業	8,000千円	
・児童相談所及び一時保護所の環境改善事業	8,000千円	
・地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園を賃借物件を活用し設置する際の賃借料		10,000千円<<新規>>
【実施主体】	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村 ※事業により一部異なる	
【補助率】	国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2（都道府県1/4、市町村1/4）	

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

(3) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等

③ 乳児院等多機能化推進事業

乳児院等における育児指導機能の強化、医療機関との連携強化や特定妊婦等への支援を行うなど、多機能化等に向けた取組を推進する。(一部再掲) 【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額(案)】

① 育児指導機能強化事業	1 か所当たり	4,944千円
② 医療機関等連携強化事業		
・ 連絡調整を担う職員	1 か所当たり	1,927千円
・ 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合		
・ 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合	1 か所当たり	2,096千円
・ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合	1 か所当たり	4,962千円
・ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合	1 か所当たり	6,306千円
③ 産前・産後母子支援事業(再掲)		
・ 支援コーディネーターの配置等	1 か所当たり	7,157千円
・ 看護師の配置等	1 か所当たり	4,968千円
・ 補助職員を配置する場合	1 か所当たり	1,092千円加算
・ 改修費・備品費等	1 か所当たり	8,000千円
・ 賃借料	1 か所当たり	10,000千円<<新規>>
・ 一般生活費	1 人当たり	1,689円(日額)<<新規>>

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4(市及び福祉事務所設置町村が実施する場合)

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

④ 児童家庭支援センター運営等事業

虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う、また、児童相談所からの委託を受け、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う児童家庭支援センターの運営等に係る費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○児童家庭支援センター運営等事業

【補助基準額（案）】

①児童家庭支援センター運営事業

事務費	常勤心理職配置の場合	1か所当たり	11,660千円
	非常勤心理職配置の場合	1か所当たり	7,769千円
事業費	件数区分に応じて	1か所当たり	353千円～6,615千円
初度調弁費		1か所当たり	400千円

②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業 1か所当たり 1,069千円

③指導委託促進事業 1件当たり（月） 107千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

⑤ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用など児童養護施設等の職員向けの研修にかかる費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

【補助基準額（案）】

①短期研修	宿泊あり	1人当たり	133,000円	宿泊なし	1人当たり	73,000円
②長期研修	送り出し施設			1人当たり		1,052,000円
	受入施設（他施設職員受入）			1人当たり		216,000円
	調整機関事務費	1自治体当たり				2,992,000円
	受入施設（実習生受入）	実習1回当たり				86,200円
	受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり				3,760円
③研修開催費	1自治体当たり（各施設種別単位）					2,499,000円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

(4) 自立に向けた支援の強化

① 社会的養護出身者ネットワーク形成事業【新規】

子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向け、児童養護施設等の退所者が集まり、意見交換等を行える場を提供するため、NPO法人等が社会的養護出身者を対象とした交流会等を開催する費用の補助を創設する。
【社会的養護出身者ネットワーク形成事業：12,030千円】

【実施主体】法人（公募により選定） 【補助率】定額（10/10相当）

② 社会的養護自立支援事業等の充実【拡充】

子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築し、また、児童養護施設等の退所者が意見交換等を行える場所を、常設するために必要となる経費の補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○社会的養護自立支援事業等

【補助基準額（案）】

①社会的養護自立支援事業

- ・支援コーディネーター配置 1か所当たり 6,181千円
- ・居住費支援 1人当たり月額 里親86千円、児童養護施設383千円等
- ・生活費支援 1人当たり月額 就学・就労をしていない者51,350円、就学している者11,190円、一般住宅（就学後中退した者）50,000円等
- ・生活相談支援 1か所当たり 常勤2名以上配置14,896千円、左記以外11,660千円 《拡充》
- ・就労相談支援 1チーム当たり 5,735千円
- ・学習費等支援 特別育成費 基本額 1人当たり月額24,420円、資格取得等特別加算 1人当たり57,610円
補習費 1人当たり月額20,000円
補習費特別分 1人当たり月額25,000円
就職支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
大学進学等自立生活支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円

- ##### ②身元保証人確保対策事業
- ・就職時の身元保証 年間保険料10,560円
 - ・賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料19,152円
 - ・大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料10,560円

【実施主体】①都道府県・指定都市・児童相談所設置市

②都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

(前ページからの続き)

○就学者自立生活援助事業

【補助基準額(案)】

- ①生活費支援 1人当たり月額 11,190円
- ②特別育成費 基本額 1人当たり月額24,420円、資格取得等特別加算 1人当たり57,610円
- ③児童用採暖費 1人当たり月額338円
- ④就職支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
- ⑤大学進学等自立生活支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
- ⑥補習費 1人当たり月額20,000円、補習費特別分 1人当たり月額 25,000円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

③ 未成年後見人支援事業

未成年後見人の確保を図るため、未成年後見人に対する報酬や損害賠償保険料の補助を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○未成年後見人支援事業

【補助基準額(案)】

- ①未成年後見人の報酬補助事業 年額240千円
- ②未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業 未成年後見人：5,210円、被後見人：6,190円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

令和2年度概算要求における児童虐待防止対策の抜本的強化関連予算（ポイント）

「児童虐待防止対策の抜本的強化」を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ協力を推進する。

子どもの権利擁護

体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進【新規】

国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進するため、ポスターやインターネットなど、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施

児童虐待の発生予防・早期発見

若年妊婦等への支援・女性健康支援センター事業【新規・拡充】

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対してNPOがSNSを活用した相談支援等や、アウトリーチによる相談支援や緊急一時的な避難場所の宿泊支援を行うための経費の補助を新規計上

産婦健康診査事業・産後ケア事業【拡充】

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業、産後ケア事業等を推進する。産後ケア事業については、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

未就園児等全戸訪問事業【拡充】

未就園児等を対象として家庭を訪問する取組について、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問するための補助を拡充

子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。また、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

児童相談所全国共通ダイヤル（189）運用経費

児童相談所全国共通ダイヤルの運用にあたって必要となる設備の保守等に係る経費を負担

児童相談所体制整備事業【拡充】

①夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するための補助を拡充（24時間・365日体制強化事業）。
②相談者の更なる利便性の向上を図るため、SNS等を活用した相談窓口の開設・運用を推進（SNS等相談事業）

子育て支援訪問事業（仮称）【新規】

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につながっていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布を行うなど保護者が支援を受け入れやすくなる取組を支援する事業を新規計上

子どもの死因究明にかかる体制整備【新規】

子どもの死因究明（Child Death Review）について、制度化に向け、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を新規計上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

国が実施する研修【拡充】

児童相談所職員の専門性の更なる向上を図るため、国が主催するブロック単位の研修を開催する事業を拡充（子ども・子育て支援推進調査研究事業）

虐待・思春期問題情報研修センター【拡充】

児童相談所の業務や子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして自治体に派遣する事業を新規計上

法的対応機能強化事業【拡充】

常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置等に係る費用の補助を拡充

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司等の増員を図るとともに、弁護士や医師等の配置を促進するための補助を拡充

児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）【拡充】

小児科医、精神科医、法医学者など、事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図るため、自治体が行う医療機関従事者向けの研修に係る補助を拡充

医療的機能強化事業【拡充】

児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけでなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう補助を拡充

児童相談所児童福祉司処遇改善事業（仮称）【新規】

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童福祉司等について、処遇改善に資する補助を新規計上

官・民連携強化事業

児童相談所の業務の一部を民間に業務委託する場合の検討・準備にかかる費用等を補助

児童相談所設置促進事業【拡充】

中核市及び特別区等における児童相談所の設置準備に伴い、①増加する業務に対応するための補助職員の配置に係る補助、②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用についての補助、③児童相談所の設置を目指す中核市等へ職員を派遣する都道府県等に対する代替職員に要する費用の補助を拡充

次世代育成支援対策施設整備交付金【拡充】

一時保護所の施設整備に係る費用の補助を抜本的に強化

賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【拡充】

一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を確保するとともに、一時保護中の子どもの通園・通学を促進するため、賃貸物件を活用して一時保護専用施設を設置する際の改修に要する費用の補助の拡充及び改修中の賃借料に係る補助を新規計上

一時保護等機能強化事業【拡充】

一時保護が、子どもの安全確保のため、個々の子どもの状況に応じて、適時適切に対応できるよう学習支援やトラブル対応などに関する補助を拡充するとともに、一時保護所だけでなく、児童相談所に通訳等を配置した場合も補助対象となるよう補助対象を拡大

市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

民生委員・児童委員などへの研修や地域と連携した児童虐待に関する普及啓発活動の強化、要支援児童の居場所づくりなどを通じた見守りの活動を強化するための補助を拡充

DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所において、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置する事業を新規計上

同伴児童学習支援事業【新規】

婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受ける体制を整備するため、学習指導員の配置や、教材や学習机等の環境整備に必要な補助を新規計上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

同伴児童通学支援事業【新規】

DV被害者等が同伴する子どもが、婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を新規計上

心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】

職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件を緩和（※）
※心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上いること
→常時1名以上いることに緩和

要保護児童等に関する情報共有システムの構築【拡充】

都道府県間のネットワークの構築を含め、全国統一の情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う取組を支援

保護者指導・カウンセリング強化事業【一部・新規拡充】

保護者の保護者支援プログラム受講費用にかかる補助事業及び児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業を新規計上。また、専門医療機関や民間団体と連携した取組が推進されるよう、補助メニューの見直しを行う。

児童の安全確認等のための体制強化事業（都道府県分）【拡充】

子どもに関する安全確認を適切に行うことができる体制（児童相談所への警察OB配置等）を確保するための補助を拡充

社会的養育の充実・強化

里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関における24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備

里親への委託前養育支援事業等【新規】

里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用を補助を新規計上

里親制度等広報啓発事業【拡充】

里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発をおこない、社会的認知度を高め、その推進を図る

養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

養親候補者の増加や高齢児への支援に対応するため、ソーシャルワーカーを加配するモデル事業を新規計上するなど養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図るとともに、養親希望者手数料の負担軽減を更に充実

社会的養護自立支援事業等【拡充】

児童養護施設等の退所者が意見交換等を行う場所を常設するために必要となる経費の補助を新規計上

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業【拡充】

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう、改修期間中の賃借料や原状復帰の際に必要な費用の補助を新規計上

社会的養護出身者ネットワーク形成事業【新規】

子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築に向け、児童養護施設等の退所者が集まり、意見交換等を行う場を提供するため、NPO法人等が社会的養護出身者を対象とした交流会等を開催するための経費の補助を新規計上

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

- ・ 児童入所施設措置費等1,318億円の内数
- ・ 里親制度等広報啓発事業93百万円 **(拡充)**
- ・ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円

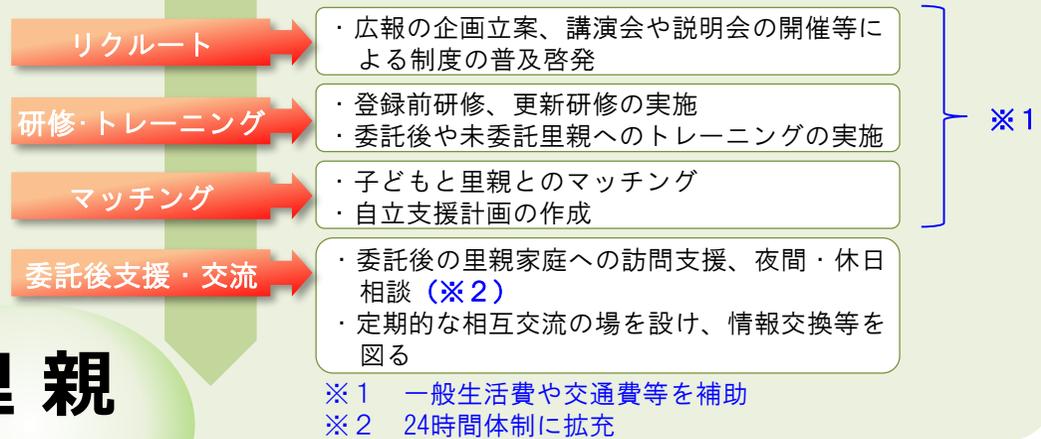
- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業217億円の内数 **(拡充)**
- ・ 里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業33百万円
- ・ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業（仮称）12百万円 **(創設)**

I 包括的な里親養育支援体制の構築

- ・ 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

<拡充内容>

- ・ フォスタリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備するための費用を補助。
- ・ 里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用を補助。



II 特別養子縁組の推進

- ・ 民間養子縁組あっせん機関に対して、研修受講費用、第三者評価受審費用等を助成するとともに、養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施する。

<拡充内容>

- ・ 社会福祉士等のソーシャルワーカーを加配し、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築するモデル事業の実施。
- ・ 養親希望者の手数料負担の更なる負担軽減の実施。

養子縁組

施設

III 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

- ・ 児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育の迅速かつ強力に推進する。

<拡充内容>

- ・ 産前・産後母子支援事業について、特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所づくりに係る賃借料を補助。
- ・ 施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務に対応するための補助者を配置するための費用を補助。

自立支援

IV 自立支援の充実

- ・ 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

<拡充内容>

- ・ 児童養護施設等の退所者が意見交換等を行える場所を、常設するために必要となる経費の補助を創設する。

※児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

【事業内容】

198回通常国会において「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者等による体罰の禁止が法定化され、さらに、衆議院及び参議院の附帯決議において、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発活動に努めることが定められた。これまで、児童虐待の発生後の対応として、児童相談所や市町村の体制強化等の対策を実施してきたところであるが、児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民一人一人が「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。このため、国において、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、体罰の禁止や体罰によらない子育てについての社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与することを目的とする。

（広報啓発内容）

- i ポスター・リーフレットの作成・配布
- ii インターネットを活用した普及啓発
- iii 新聞広告を活用した普及啓発
- iv テレビスポットCM制作

【参考】

- 衆議院 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）
 - 一 体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体的な例示を示したガイドライン等を早期に作成するとともに、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発活動に努めること。その際、子どもに手を上げてしまった保護者を追い込むのではなく、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口についても周知し、支援すること。
- 参議院 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）
 - 二 体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体例を示したガイドライン等を早期に作成するとともに、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発に努めること。その際、子どもに体罰をしてしまった保護者を追い込むのではなく、その行為の非を自ら認知し、再発の防止が確保されるよう、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口について周知し、支援すること。（後略）

未就園児等全戸訪問事業【拡充】

令和2年度要求額217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

【目的】 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）の子どもを対象として家庭を訪問する取組を実施しているが、事業を拡充し、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問する取組を支援するとともに、自治体の事務処理体制を強化する。

（※）「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）
・未就園で福祉サービスを利用していない子どもに、地域の目が届くよう、未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進める。

（※）令和元年度予算において事業を創設

【拡充内容】

- ・未就園児等に対する継続的な訪問に対して支援を行うため、補助を拡充（年2回目以降の訪問も補助対象に拡大）
- ・訪問対象家庭等のリストアップ等を行う自治体の事務職員に対する補助を拡充（1自治体当たり1名分→2名以上）

【実施主体】市町村

【補助基準額（案）】

- ・訪問家庭数1件当たり6,000円 → 訪問1回当たり6,000円 × 訪問回数（※）訪問は委託することも可能
- ・事務職員雇上費 1日当たり6,790円 → 1日当たり7,000円 × 事務職員数（複数名の雇上げが可能）

【補助率】 国：1／2、市町村：1／2

子育て支援訪問事業（仮称）【新規】

令和2年度概算要求額217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 2020年度予算において、支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につながっていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布するなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組を支援する事業を創設する。

（※）児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

- ・保護者が訪問支援（乳児全戸訪問事業や養育支援訪問事業等）に拒否的である場合等に、訪問と併せて子育てに役立つプレゼントを配布するなどにより、保護者が支援を受け入れやすくする取組を進める。国においては、こうした取組を行う市町村を支援する。

実施主体

市町村（特別区含む）

補助率

国：1／2、市町村：1／2

補助基準額（案）

1家庭当たり8千円

- （※）補助対象は、育児用品の購入費用とする。訪問に要する人件費等は、養育支援訪問事業等で補助を行うため、本事業の対象外。

児童相談所体制整備事業（24時間・365日体制強化事業）【拡充】

【令和2年度概算要求額】217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

要求要旨

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、虐待通告への対応を迅速にできるようにするとともに、相談等にきめ細かく対応できるようにすることとしている。

（児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

2 児童虐待の発生予防・早期発見

④ 相談窓口の周知・徹底

・ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告の受付を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直し、虐待通告への対応を迅速にできるようにするとともに、相談等にきめ細かく対応できるようにする。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、運用改善等による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めることが明記されたことから、189の無料化を進めるとともに、通告・相談を受ける児童相談所側の体制整備を図る必要がある。

（児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（衆議院）二十四 児童相談所全国共通ダイヤル一八九（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。

（参議院）二十六、若い世代を始め、子育てに悩みを抱える者等が相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるため、児童相談所全国共通ダイヤル一八九（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。加えて、SNS等を活用した相談窓口の開設を進めるとともに、専門性を有する応対者の育成・確保に努めること。

拡充内容

- ・ 夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活用経験の児童相談所OBの配置を行う又は法人等に委託を行う際の補助を行っている。
- ・ 令和元年度中に189の無料化及び相談専用ダイヤルの開設を予定しており、無料化等がなされた後に相談件数の増が見込まれることから、児童相談所における体制拡充のために、補助の拡充を行う。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 時間外受付を22時まで実施した場合 1 児童相談所当たり 4,956.5千円 → 6,387.5千円

時間外受付を22時以降まで実施した場合 1 児童相談所当たり 9,913千円 → 12,775千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

児童相談所体制整備事業（SNS等相談事業）【拡充】

【令和2年度概算要求額】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

要求要旨

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、虐待通告への対応を迅速にできるようにするとともに、相談等にきめ細かく対応できるようにすることとしている。

〔児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）〕

2 児童虐待の発生予防・早期発見

④ 相談窓口の周知・徹底

・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告の受付を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直し、虐待通告への対応を迅速にできるようにするとともに、相談等にきめ細かく対応できるようにする。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、運用改善等による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること及びSNS等を活用した相談窓口の開設を進めることが明記されたことから、189の無料化を進めるとともに、通告・相談を受ける児童相談所側の体制整備を図る必要がある。

〔児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議〕

（衆議院）二十四 児童相談所全国共通ダイヤル一八九（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。

（参議院）二十六、若い世代を始め、子育てに悩みを抱える者等が相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるため、児童相談所全国共通ダイヤル一八九（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。加えて、SNS等を活用した相談窓口の開設を進めるとともに、専門性を有する応対者の育成・確保に努めること。

要求内容

- ・ 令和元年予算において、現代の若者は電話よりもSNSを主要なコミュニケーションツールとしていることから、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談に対して、多くの方が利用するSNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助を創設したところであるが、相談者の更なる利便性の向上を図るため、SNS等を活用した相談窓口の開設・運用を推進するため、箇所数の拡充を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 38,132千円 → 38,679千円

【積算箇所数（案）】 3ヶ所 → 15ヶ所

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

概要

【目的】

- 児童相談所及び市町村において、児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、①児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、②市町村における子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして、各自治体に派遣する事業を予算化し、「西日本こども研修センターあかし」が自治体へのアドバイザー派遣に関する事務を担うことができるよう、事業を拡充する。

【実施主体】 西日本こども研修センターあかし（明石市）

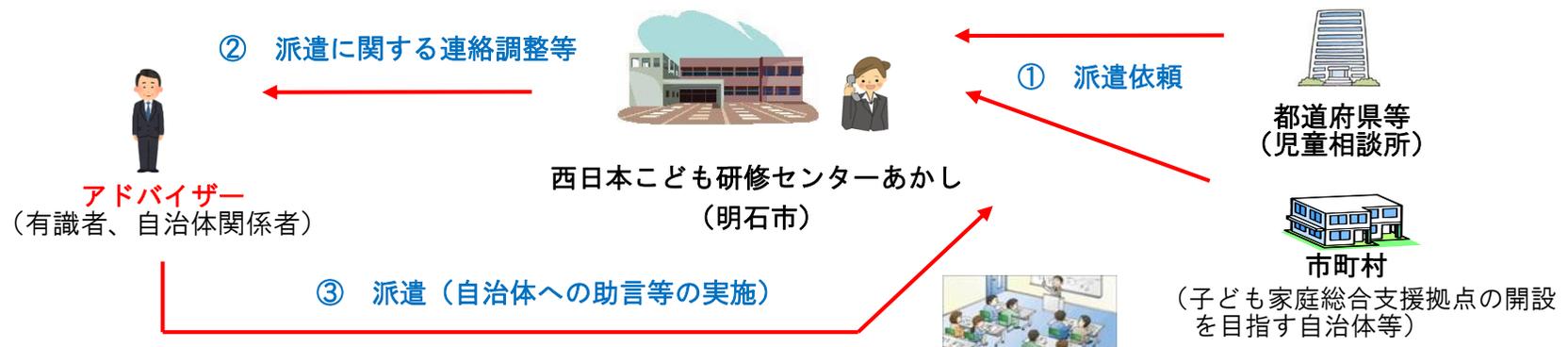
（※）虐待・思春期問題情報研修センター事業は全国2か所で実施。

- ・子どもの虹情報研修センター（横浜市） <実施事業：研修事業、研究事業、専門相談事業（電話相談対応等）、情報提供事業>
- ・西日本こども研修センターあかし（明石市） <実施事業：研修事業> （※）令和元年度より研修センター事業を開始

【補助基準額（案）】

子どもの虹情報研修センター（横浜市）	：	185,844千円
西日本こども研修センターあかし（明石市）	：	120,210千円（拡充）

【補助率】 定額（国：10/10相当）



法的対応機能強化事業【拡充】

【令和2年度概算要求額】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

要求要旨

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図ることとしている。

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備

- ・ 児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ・ 併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図る。その際、より速やかに体制整備が図られるような支援を行う。

- また、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」においても、「法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で、適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」としており、弁護士配置を促進する必要がある。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律

児童福祉法第12条 略

- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八条第一項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

要求内容

- ・ 児童相談所において、法的な知見を踏まえた対応ができることは重要であることから、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」において、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務について、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこととした。
- ・ 今後更なる弁護士の配置又は準ずる措置（外部の弁護士事務所と委託契約を結び、常時必要な法的助言を受けられる体制）を促進及び更なる体制確保のため、補助の拡充を行う。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 7,822千円（1名分） → **15,644千円**（2名分）

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

【令和2年度概算要求額】217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

要求要旨

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充、児童福祉司、児童心理司、保健師等について計画的に人材確保のため、採用活動に関する支援の拡充を図ることとしている。

（児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋））

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（1）児童相談所の体制強化

② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備

- ・ 児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ・ 併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図る。その際、より速やかに体制整備が図られるような支援を行う。

⑥ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充

- ・ 新プランに基づき、児童福祉司、児童心理司、保健師等について、計画的に人材確保が進むよう、採用活動に関する支援や関係団体への働きかけ等、必要な支援の更なる拡充を図る。

- また、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」においても、「法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で、適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」としており、弁護士配置を促進する必要がある。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律

児童福祉法第12条 略

- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八条第一項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

要求内容

- ・ 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」及び第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」を踏まえ、今後更なる弁護士の配置又は準ずる措置を促進及び更なる体制確保のため、児童福祉司以外の専門職の採用活動を行う場合の加算を創設する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 4,182千円 → 4,182千円（児童福祉司の採用活動分）
+4,182千円（児童福祉司以外の専門職採用活動分）

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）【拡充】

【令和2年度概算要求額】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

要求要旨

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、医師などの医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化することとしている。

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（1）児童相談所の体制強化

③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化

・ 医師などの医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化する。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること及び児童虐待の発見のために医師等の養成に努めることと明記されたことから、地方自治体が発行する医師等向けの研修に対しての補助の拡充を行い、連携体制を構築するとともに、研修機会の確保等を図る必要がある。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（衆議院）四 医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分勘案されるようにすること。

また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。

（参議院）四 医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようにすること。また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。さらに、児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

要求内容

- ・ 医師等の医療従事者は、児童虐待の発見のために必要な知識・技術を有しており、日常的に連携を図る必要があることから、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」において、児童相談所に医師及び保健師を配置することとした。
- ・ 児童相談所における医師及び保健師の配置だけでなく、小児科医、精神科医、歯科医師、法医学者など事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図るため、自治体が行う医療機関従事者向けの研修について、補助の拡充を行う。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、特別区

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 555千円 → **3,194千円**

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、特別区：1/2

医療的機能強化等事業（医療的機能強化事業）【拡充】

【令和2年度概算要求額】217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

要求要旨

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、日常的に医師とともに対応できる体制の整備について、必要な財政支援等の拡充を図ることとしている。

（児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（1）児童相談所の体制強化

③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化

- ・ 児童相談所に、医師及び保健師のいずれもの配置を義務化する。
- ・ 併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、医師・保健師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備について、必要な財政支援等の拡充を図る。その際、医師等に係る児童相談所の体制整備と併せ、小児科医、精神科医、法医学者など事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図る。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、医師等の医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようにすることと明記されたことから、地方自治体における地域の医療機関との連携を図るとともに、児童相談所等内における医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるような体制確保を促進する必要がある。

（児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（衆議院）四 医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようにすること。

また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。

（参議院）四 医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようにすること。また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。さらに、児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

要求内容

- ・ 医師等の医療従事者は、児童虐待の発見のために必要な知識・技術を有していることから、日常的に連携を図る必要があることから、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」において、児童相談所に医師及び保健師を配置することとした。
- ・ 児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけでなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう、補助の拡充を行う。

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 748千円 → 7,842千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、市町村：1/2

児童相談所児童福祉司処遇改善事業（仮称）【拡充】

【令和2年度概算要求額】217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

要求要旨

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、児童相談所の児童福祉司等の職員は、精神的・肉体的負担が大きい業務の精神や専門性を有する人材の確保が求められていること等を踏まえ、手当などによる処遇改善を図ることとしている。

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（1）児童相談所の体制強化

⑦ 児童福祉司等への処遇改善

・ 児童相談所の児童福祉司等の職員は、児童虐待に関する通告への対応、介入的な対応や夜間及び休日の緊急的な対応に備えが必要となる。こうした精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められていること等を踏まえ、手当などによる処遇改善を図る。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、児童福祉司など児童虐待に係る相談に応ずるための職員の処遇改善に努めることが明記されたことから、児童福祉司などの職員に対しての処遇改善を図る必要がある。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（衆議院）六 児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童福祉司等の増員を確実に進めるとともに、その資質の向上が図られるよう、中長期的な研修の実施を含め、人材確保のため必要な措置を講ずること。

また、児童福祉司一人当たりの相談対応件数が平均で四十件を超えないよう、更なる増員に向けた人材・財源確保に努めるとともに、非常勤職員の常勤化を含め、児童虐待に係る相談に応ずるための職員の処遇改善に努めること。

（参議院）七 児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童福祉司等の増員を確実に進めるとともに、その資質の向上が図られるよう、中長期的な研修の実施を含め、人材確保のため必要な措置を講ずること。また、児童福祉司一人当たりの相談対応件数が平均で四十件を超えないよう、更なる増員に向けた人材・財源確保に努めるとともに、非常勤職員の常勤化を含め、児童虐待に係る相談に応ずるための職員の処遇改善に努めること。

要求内容

- ・ 第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」附則においても、政府は、速やかに、児童相談所の職員の処遇の改善に資するための措置～を講ずるものとしている。
- ・ 児童福祉司については、地方交付税措置において措置していることから、地方交付税要望を行うとともに、一般会計においても処遇改善に資する補助を創設する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 児童福祉司1人あたり 各月40千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

一時保護所の環境改善・体制強化に向けた支援策の拡充

【令和2年度概算要求額】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）
115億円の内数（次世代育成支援対策施設整備交付金）
1,318億円の内数（児童入所施設措置費等）

要求要旨

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、一時保護所の環境改善・体制強化等に向け、
 - ・ 一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進める
 - ・ 一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進することとしている。

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

（2）児童相談所の設置促進

③一時保護所の環境改善・体制強化

- ・ 子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進める。
- ・ 混乱した生活環境から子どもを離すことにより、子どもを守り、子どもが持つ本来の力を回復させるという一時保護の機能を果たし、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、一時保護所の環境改善に努めることと明記されたことから、環境改善を行うための整備費の充実を図る必要がある。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（衆議院）九 一時保護を必要とする子どもが適切な環境の下で保護されるよう、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。

また、一時保護中においても、従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めること。

（参議院）十 一時保護を必要とする子どもが一時保護中においても従前の学校に通学出来るようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めるとともに、一時保護の受皿の整備を早急に進めること。また、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応が出来る職員体制の強化のため必要な支援の拡充を図るため、職員の配置基準の改善と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。

☆児童相談所一時保護所

【整備費関係（次世代育成支援対策施設整備交付金）】

- ① 一時保護所の基礎単価を引き上げ
定員1人あたり 2,700点→4,990点
- ② 個別対応加算Ⅲの創設（個別対応に対応するための整備を行った場合の加算上限を引き上げ）
定員1人あたり 1,350点
- ③ 児童養護施設における「心理療法室整備加算」を一時保護所においても対象とする（創設）。
児童相談所1ヶ所あたり 16,790点（児童養護施設における心理療法室整備加算の交付点数と同じ点数）
- ④ 「体育館」分の加算を創設する。
児童相談所1ヶ所あたり 33,180点（児童養護施設等における積雪寒冷地域体育施設の交付点数と同じ点数）
- ⑤ 児童相談所設置促進の集中支援期間として、令和2年度から5年間限定で定額補助(1/2相当)から定額補助(2/3相当)に拡充する。

☆一時保護専用施設

【整備費関係】

- ① 児童相談所設置促進の集中支援期間として、令和2年度から5年間限定で定額補助(1/2相当)から定額補助(2/3相当)に拡充する。
(次世代育成支援対策施設整備交付金)
- ② 賃貸物件による一時保護専用施設を整備する際の補助単価について、一時保護所の整備費単価の拡充に併せて拡充及び令和2年度から5年間限定の補助率の嵩上げを行う。（児童虐待・DV対策等総合支援事業（賃貸物件による一時保護専用施設改修費等支援事業））
一時保護専用施設1ヶ所あたり 16,000千円→21,900千円
補助率 1/2→2/3

【賃借料関係】

- ① 一時保護専用施設の要件を満たすための改修中における賃借料の補助を創設する。（児童虐待・DV対策等総合支援事業（賃貸物件による一時保護専用施設改修費等支援事業））
1施設あたり 10,000千円

児童相談所設置促進事業【拡充】

【令和2年度概算要求額】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

要求要旨

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、中核市及び特別区における児童相談所の設置に向けた支援を抜本的に拡充することとしている。

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（2）児童相談所の設置促進

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

- ・ 政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ・ 具体的には、中核市及び特別区における児童相談所の設置に向けて、国と中核市及び都道府県等の関係団体が参画する協議の場を国において設置するほか、児童相談所設置に向けた支援を抜本的に拡充する。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずることが明記されたことから、児童相談所の設置促進のために十分な支援を講ずる必要がある。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（衆議院）十一 中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずること。併せて中核市及び特別区の理解が得られるよう努めること。

（参議院）十二、中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずるとともに、中核市及び特別区の理解が得られるよう努めること。また、不交付団体に対する支援について検討すること。

要求内容

- ・ 平成28年の児童福祉法等の一部改正においては、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずる」旨を規定したことを踏まえ、児童相談所設置に向けて支援を行ってきたところであるが、更なる設置促進を図るため、支援策の拡充を図る。

【実施主体】①②中核市、施行時特例市、特別区

③都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】

①設置準備対応職員の配置	1自治体当たり	2,172千円（1名分）	→	<u>6,517千円</u> （3名分）
②研修等代替職員を配置する場合	1自治体当たり	3,420千円（1名分）	→	<u>10,259千円</u> （3名分）
③都道府県等代替職員を配置する場合	1自治体当たり	6,839千円（2名分）	→	<u>10,259千円</u> （3名分）

【補助率】①②国：1/2、中核市、施行時特例市、特別区：1/2

③ 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

一時保護等機能強化事業【拡充】

【令和2年度概算要求額】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

要求要旨

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応が出来る環境整備を促進するとともに、一時保護している子どもが学校等に通園・通学できるよう、必要な支援を行うこととしている。

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2) 児童相談所の設置促進

③一時保護所の環境改善・体制強化

- ・ 混乱した生活環境から子どもを離すことにより、子どもを守り、子どもが持つ本来の力を回復させるという一時保護の機能を果たし、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する。
- ・ その上で、虐待により一時保護された子どもについては、適切に教育を受けられるよう、里親の活用を含め委託一時保護を積極的に検討するほか、次の場合を除き、学校等に通園・通学させ、必要な支援を行うこととする。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずることと明記されたことから、児童相談所の設置促進のために十分な支援を講ずる必要がある。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(衆議院) 九 一時保護を必要とする子どもが適切な環境の下で保護されるよう、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。

また、一時保護中においても、従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めること。

(参議院) 十、一時保護を必要とする子どもが一時保護中においても従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めるとともに、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。また、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化のため必要な支援の拡充を図るため、職員の配置基準の改善と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。

要求内容

- ・ 一時保護は、子どもの安全確保のため、個々の子どもの状況に応じ、適切に行われることが重要であり、適時適切に対応できるよう補助の拡充を行う。また、児童相談所においても日本語や日本の社会通念等について意思疎通が難しい子ども・家族への対応やトラブル対応などに対して、適切に対応するため、「一時保護所」だけでなく「児童相談所」に配置した場合も補助対象となるよう、補助要件の拡大を行う。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 学習指導協力員以外の者 児童相談所1ヶ所当たり 1,635千円×実施事業数 → 2,725千円×実施事業数

学習指導協力員（1名分）児童相談所1ヶ所当たり 4,153千円

学習指導協力員（2名分）児童相談所1ヶ所当たり 1,635千円×配置人数 → 2,725千円×配置人数

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化

令和2年度概算要求額217億円の内数（児童虐待・DV対策総合支援事業）

- ◆ 市町村における相談支援体制の強化として、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、2022年度までに全ての市町村に「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が設置されることを目指している。

（※）非常勤職員の人件費等の国庫補助に加え、令和元年度予算より、常勤職員の人件費が地方交付税措置（人口10万人当たり1名分）されている。

- ◆ 児童虐待の発生予防・早期発見につなげるため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能を強化し、地域における見守りの活動を推進する取組を支援する。

（※）児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

- ・ 子ども家庭総合支援拠点において、児童委員・民生委員への研修や地域住民と連携した地域における児童虐待に関する普及啓発活動を行うことにより、地域における支援体制の構築を進める。

研修・広報啓発の強化

- ・ 児童委員・民生委員への研修や地域と連携した児童虐待防止対策に関する普及啓発活動を強化する取組等に対して補助を行う。（補助基準額（案）：1か所当たり872千円）

見守り活動の推進

- ・ 地域における見守りの活動の強化を図るため、要支援児童の居場所づくりなど、各地域における取組に対して補助を行う。（補助基準額（案）：1か所当たり13,000千円）

（※）上記のほか、外国人家庭への対応のための通訳に関する業務への補助を創設する。

（※）いずれも「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業」の加算として、支援拠点の運営費に上乗せを行う。

【実施主体】 市区町村

【補助率】 国： 1 / 2 、 市区町村： 1 / 2

要保護児童等に関する情報共有システムの構築について

【令和2年度概算要求額】217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

都道府県間におけるネットワークの構築を含め、児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う。

概要

【実施主体】 都道府県（※）市区町村が行うシステム改修等も対象とする。

【補助基準額】 1 自治体当たり40,000千円

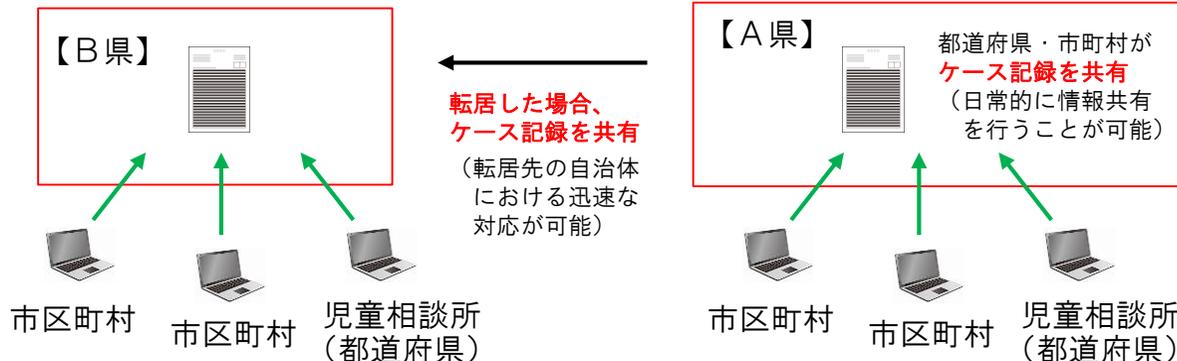
【補助率】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

（※）上記と併せて、国において全国統一のシステムの開発を進める。（10億円（全額国費））

事業イメージ

情報共有システム

※ LGWAN-ASP（LGWAN（自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク）を介して、自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み）を活用



（※）各自治体において、情報共有システムを円滑に利用できるよう、現在、業務に使用しているシステムの改修等を実施

（※）情報共有システムは、要保護児童等の情報について、児童記録票（ケース記録）に記載されている情報（氏名・性別・住所・生年月日や保育所等の利用状況、家族の状況、過去の対応状況など）をベースにして、全国統一の様式において、県単位でデータベース化を行うとともに、都道府県をまたいだ転居の際においても、自治体間でケース記録の情報共有を行うことができるもの。

保護者指導・カウンセリング強化事業【拡充】

【令和2年度概算要求額】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

要求要旨

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、保護者支援プログラムを実施する場合の支援を拡充することとしている。また、保護者支援プログラムの実施を担う専門人材の養成に取り組むこととしている。

（児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（7）関係機関間の連携強化等

④ 保護者支援プログラムの推進

・保護者支援プログラムについて、諸外国の先行事例の把握を進めるとともに、活用方法等を周知する。また、専門医療機関や民間団体と連携して治療や保護者支援プログラムを実施する場合の支援を拡充する。さらに、保護者支援プログラムの実施を担う専門人材の養成に取り組む。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること及び児童虐待の発見のために医師等の養成に努めることと明記されたことから、地方自治体が実施する医師等向けの研修に対しての補助の拡充を行い、連携体制を構築するとともに、研修機会の確保等を図る必要がある。

（児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（衆議院）十六 虐待の再発を防止するため、加害者である保護者への支援プログラムについて、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、プログラムの実施を推進すること。

（参議院）十八 児童虐待の再発を防止するため、加害者、特に虐待を行ってしまった保護者への支援プログラムについて、既に支援を実施している民間団体等との協力・連携を進め、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、保護者の抱える複合的な問題に寄り添った継続的な支援を実施することを念頭に、個々の事情やニーズに応じた支援プログラムの開発及び実施を推進すること。

要求内容

- ・ 児童相談所において保護者支援プログラムの実施にあたり、専門医療機関や民間団体と連携して取り組みが推進されるよう、補助メニューを見直すとともに、保護者が保護者支援プログラムを受講する際の費用に係る補助及び児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援に係る補助を創設する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 1児童相談所当たり

令和元年度	
①保護者指導支援カウンセリング事業	
カウンセリング等を実施する場合（措置解除後を除く。）	887,000円
措置解除後にカウンセリング等を実施する場合	887,000円
保護者指導支援員を配置する場合	2,641,000円
②家族療法事業	1,968,000円
③ファミリーグループカンファレンス事業	3,609,000円
④宿泊型事業	4,355,000円

令和2年度概算要求	
①保護者指導支援員の配置	3,528,000円
②保護者指導支援カウンセリング事業	11,707,000円
③保護者の保護者支援プログラム受講費用に係る補助事業	1,710,000円
④児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業	300,000円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

児童の安全確認等のための体制強化事業（都道府県分）【拡充】

【令和2年度概算要求額】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

要求要旨

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するため、児童相談所への警察OBの常勤的な配置を進めるとともに、必要な財政支援の拡充を図ることとしている。

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(7) 関係機関間の連携強化等

⑦ 児童相談所と警察の連携強化

・ 児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するために、都道府県等の児童福祉担当部局と都道府県警察が連携し、児童相談所への警察OBの常勤的な配置や警察職員の出向等を進める。このために必要な財政支援等の拡充を図るとともに、警察における知識経験を活かした威圧的、暴力的な保護者への対応や警察との連携に役割を果たせるよう配置等に関する活用方をまとめて全国に周知する。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、子どもに関する安全確認を定期的実施することが明記されたことから、児童相談所における安全確認を行うための体制を図る必要がある。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(衆議院) 二 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的実施すること。また、学校健診、保育園健診の充実を検討すること。

(参議院) 三 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。あわせて、乳幼児健診、就学時健診、学校健診及び保育園健診の充実を検討するとともに、乳幼児・子どもの健診等の機会を活用して保護者、とりわけ母親に対する相談・支援の拡充について検討し、必要な施策を講ずること。さらに、虐待の未然防止を図るため、支援を必要とする保護者、特に妊産婦への産前・産後の支援を強化すること。

要求内容

- ・ 7月に全国の児童相談所長を緊急参集し、子どもの安全確認について徹底を図り、その点検を行うことの徹底を図ったところ。
- ・ 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、子どもに関する安全確認を適切に行うことができる体制を確保するため、補助の拡充を行う。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 1児童相談所当たり 13,851千円（3人分） → 20,008千円（4人分）

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

【令和2年度概算要求額】217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

乳児院や児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図るため、育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用を補助。

①育児指導機能強化事業

乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に行いながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図る。

②医療機関等連携強化事業

乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進する。

③産前・産後母子支援事業《拡充》

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等（平成30年度創設）

[拡充内容]

- ・ 妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所づくりに係る賃借料の補助を創設する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

4. 補助基準額

①育児指導機能強化事業	4,944千円	③産前・産後母子支援事業		
②医療機関等連携強化事業		i 支援コーディネーターの配置等	1か所当たり	7,157千円
i 連絡調整を担う職員	1,927千円	ii 看護師の配置等	1か所当たり	4,968千円
ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合		補助職員を配置する場合	1か所当たり	1,092千円加算
ア 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合	2,096千円	iii 改修費・備品費等	1か所当たり	8,000千円
イ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合	4,962千円	iv 賃借料	1か所当たり	10,000千円《新規》
ウ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合	6,306千円	v 一般生活費	1人当たり日額	1,689円《新規》

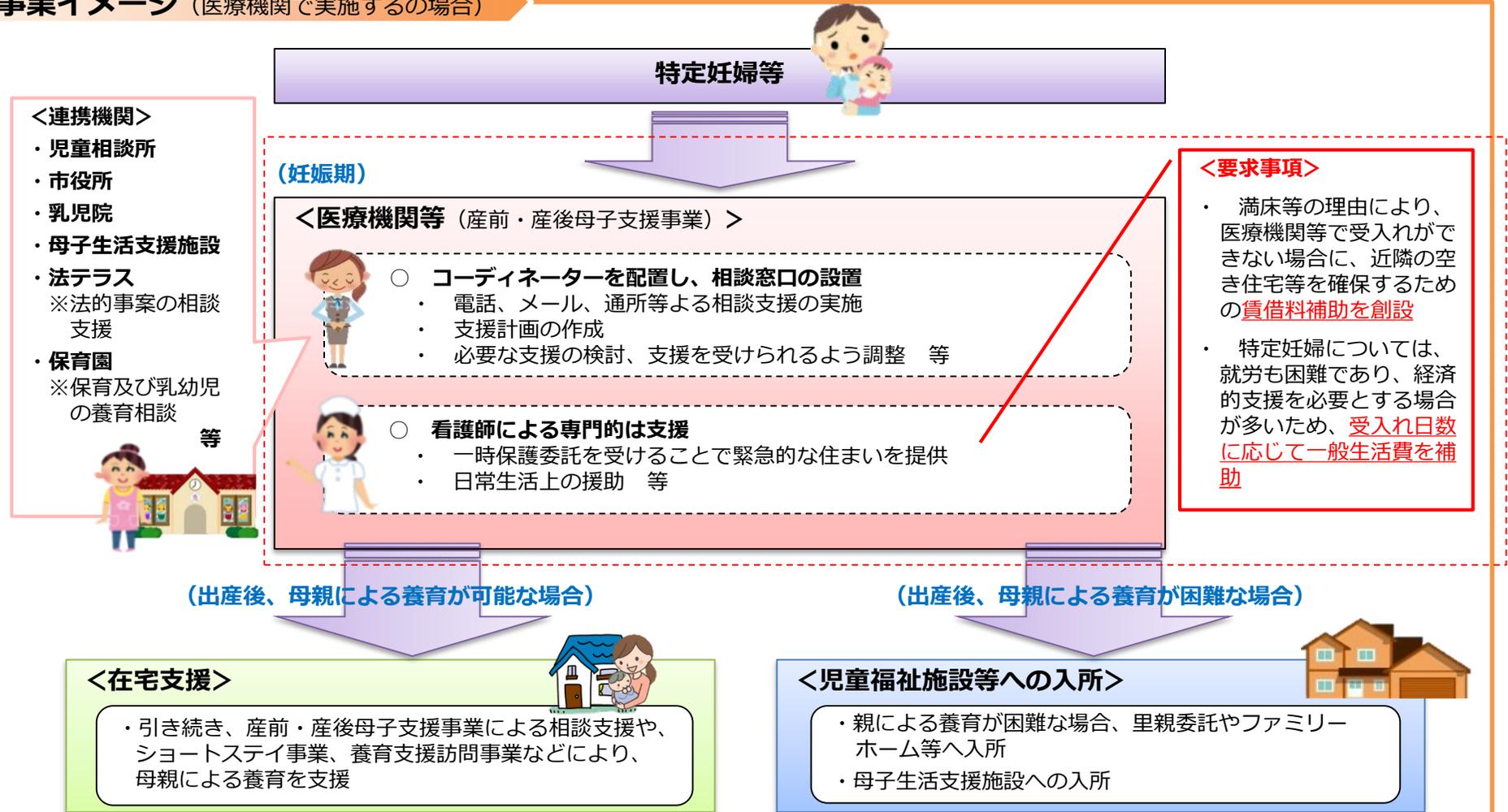
産前・産後母子支援事業の実施イメージ

事業目的

特定妊婦等へ支援体制を強化するため、母子生活支援施設や産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等（平成30年度創設）

事業イメージ（医療機関で実施する場合）



1. 事業内容

【令和2年度概算要求額】217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

①里親制度等普及促進・リクルート事業

里親のリクルートに向けた現状分析や企画立案を行うとともに、それらを踏まえた積極的な広報啓発活動の実施により新たな里親を開拓する。

②里親研修・トレーニング等事業

里親に対する登録前研修や更新研修を実施するとともに、未委託里親や委託後の里親に対して、事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。また、フォスタリング業務を担当する職員の研修への参加を促進し、資質向上を図る。

③里親委託推進等事業

子ども、実親及び里親家庭のアセスメントを踏まえた情報を基に、委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と丁寧な説明、子どもと里親の面会等を実施するとともに、委託後の子どもの自立に向けて、子どもや里親等の意向を踏まえた効果的な自立支援計画を作成する。

④里親訪問等支援事業<<拡充>>

里親家庭等への定期的な訪問や夜間・休日の相談窓口の開設等により、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。

【拡充内容】

- ・ 里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へ駆けつけられる緊急対応体制を整備する。

⑤共働き家庭里親委託促進事業

企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（設置予定市区）（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

4. 補助基準額

①統括責任者加算	1 か所当たり	5,826千円
②里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,996千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,331千円
里親リクルーター配置加算	1 か所当たり	5,693千円加算
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,272千円加算
25件以上35件未満	1 か所当たり	1,816千円加算
35件以上	1 か所当たり	2,360千円加算
③里親研修・トレーニング等事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	7,740千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	5,160千円
里親トレーナー配置加算（常 勤）	1 か所当たり	5,388千円加算
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1 か所当たり	2,604千円加算
研修代替要員費	1 人当たり	38千円
④里親委託推進等事業	1 か所当たり	6,433千円
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,092千円加算
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,836千円加算
45件以上	1 か所当たり	3,890千円加算
⑤里親訪問等支援事業	1 か所当たり	9,692千円
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,283千円加算
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,216千円加算
60人以上80人未満	1 か所当たり	7,606千円加算
80人以上	1 か所当たり	10,267千円加算
心理訪問支援員配置加算（常 勤）	1 か所当たり	5,055千円加算
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円加算
面会交流支援加算	1 か所当たり	2,195千円加算
夜間・土日相談対応強化加算	1 か所当たり	2,815千円加算→8,899千円加算<<拡充>>
24時間緊急対応加算	1 か所当たり	9,333千円加算<<新規>>
⑥共働き家庭里親委託促進事業	1 自治体当たり	3,749千円

里親養育包括支援（フォスタリング）事業イメージ

リクルート、研修、マッチング、支援等を通じた一貫した里親支援体制

統括責任者<<常勤>>

リクルート

- ・ 広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度の普及啓発

里親リクルーター<<常勤>>、リクルーター補助員<<非常勤>>

研修・トレーニング

- ・ 登録前研修、更新研修の実施
- ・ 委託後や未委託里親へのトレーニングの実施

里親トレーナー<<常勤又は非常勤>>

マッチング

- ・ 子どもと里親とのマッチング
- ・ 自立支援計画の作成

里親等委託調整員<<常勤>>、委託調整補助員<<非常勤>>

委託後支援・交流

- ・ 委託後の里親家庭への訪問支援、夜間・休日相談
- ・ 定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る

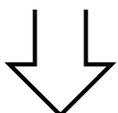
里親等相談支援員<<常勤>>、相談支援員補助員<<非常勤>>、
心理訪問支援員<<常勤又は非常勤>>



都道府県
(児童相談所)



事業の全部又は一部を委託可能



社会福祉法人
NPO 等



フォスタリング機関の全国展開に向けて

<都道府県社会的養育推進計画の策定について（抜粋）>

- 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築することで、里親とチームになり、質の高い里親養育を実現する。

これまでの取組

① 「都道府県社会的養育推進計画」の策定

- ・ 都道府県において、2019年度末までに、フォスタリング業務の実施体制の構築に向けた計画を策定。（H30.7）
- ・ 都道府県に対し、計画の策定に当たっての課題や厚生労働省への要望事項等に関するヒアリングを実施。（H31.1～）
- ・ 都道府県に対し、計画の策定状況等の調査を実施。（H31.4）

③ 「里親養育包括支援体制構築アドバイザー」の設置

- ・ フォスタリング機関の更なる周知を図り、都道府県における取組が確実に進むよう学識経験者を派遣。（H30.12～R3.3）
 - ※現在5名のアドバイザーを就任
 - ※これまで5県（群馬県、栃木県、神奈川県、島根県、広島県）へ派遣。

② 「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」の策定

- ・ フォスタリング業務の在り方を具体的に提示することを目的とし、フォスタリング業務の実施方法や留意点等を示したガイドラインを策定。（H30.7）

④ 「フォスタリング事業」への再編

- ・ 従前の「里親支援機関事業」を、リクルート及びアセスメント、研修、マッチング、委託後の支援に至るまでの一貫した相談・支援を実施する「フォスタリング事業」へ再編。（R元年度予算～）

⑤ フォスタリング機関職員の人材育成等に関する調査研究の実施

- ・ 調査研究事業を活用し、フォスタリング機関職員の人材育成のポイント及び研修カリキュラム等についての報告書を策定。

今後の取組

① 都道府県に対する厚生労働省職員の派遣

- ・ フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築に向けて、厚生労働省職員が自治体に出向き、都道府県の持つ課題を把握するとともに、その解消に向けて必要な助言等を行う。

③ 職員研修の実施によるフォスタリング機関の育成

- ・ フォスタリング職員研修について、フォスタリング機関を希望する民間団体の職員も対象とし、フォスタリング機関を担える団体の育成を図る。

② アドバイザーを活用したフォスタリング機関の展開

- ・ 引き続き、アドバイザーの活用を促し、フォスタリング機関の周知を図る。

※ 厚生労働省職員の派遣及びアドバイザーの活用については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課までお問い合わせください。

【令和2年度概算要求額】217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

里親に子どもを委託する場合の移行期における経済的負担を軽減することで、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備し、里親委託の推進を図る。

① 里親への委託前養育支援事業

里親への委託について、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で行うことができるよう、この間の一般生活費や施設等へ訪問するための費用を補助。

② 里親への短期預かり委託支援事業

家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、一定期間、里親において養育・保護を行うための費用を補助。

2. 実施主体

- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- ② 市町村

3. 補助率

- ① 国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2
- ② 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

4. 補助基準額

① 里親への委託前養育支援事業

一般生活費	1,689円（日額）
マッチング訪問旅費	3,490円（日額）
里親研修旅費	3,490円（日額）

② 里親への短期預かり委託支援事業

i 短期預かり生活援助	2歳未満児	8,630円（日額）
	2歳以上児	4,720円（日額）
ii 夜間養護等事業	基本分	900円（日額）
	宿泊分	900円（日額）
	休日預かり事業	2,100円（日額）

里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業

【令和2年度概算要求額】33百万円（里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業費補助金）

1. 事業内容

包括的な里親養育支援体制の構築に向け、どの地域においても、質の高い里親養育を実現するため、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて構築していくことが求められる。

このような体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業を実施し、フォスタリング業務を担う職員の人材育成を進める。

（主な業務内容）

- ①研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）
- ②開催場所の選定（地域ブロック単位で実施）
- ③講師の選定・招聘
- ④研修の開催案内及び参加希望者の募集
- ⑤研修会の実施
- ⑥修了証の交付、修了者名簿の作成

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）

※別途、里親養育包括支援（フォスタリング）事業により、参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助。

【令和2年度概算要求額】93百万円（里親制度等広報啓発事業費補助金）

1. 事業内容

- ① 里親制度の普及促進を図るため、年間を通じて、また、毎年10月に実施される里親月間（里親を求める運動）においては特に集中的に、里親制度（以下「家庭養護」という。）に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。
- ② 特別養子縁組制度の普及促進を図るため、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うとともに、許可された民間あっせん事業者と協働した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。

（広報啓発内容）

- i ポスター・リーフレットの作成・配付
- ii インターネット広告を活用した普及啓発
- iii 新聞広告を活用した普及啓発
- iv テレビスポットCM制作

※民間事業者等の提案により具体的な広報啓発内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）

【令和2年度概算要求額】217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

民間養子縁組あっせん機関に対して、人材育成を進めるための研修の受講費用、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に伴い対応が必要な第三者評価受審費用等を助成するとともに、実親や養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。併せて、養親希望者の負担軽減を図る。

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
養子縁組あっせん責任者研修及び民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修に参加するための、旅費及び研修代替要員費、参加費用について補助
- ii 第三者評価受審促進事業
養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用について補助

②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 ※公募により選定

- i 養親希望者等支援モデル事業<拡充>
児童相談所等の関係機関と連携し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けた支援体制を構築
 - [拡充内容]
 - ・ 増加する養子候補者や、新たに発生する高年齢児へきめ細かく対応するため、医療機関等と連携体制を構築する等の費用を加える。
- ii 障害児等支援モデル事業
障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築
- iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
心理療法担当職員を配置し、実親や養親希望者からの相談に応じるとともに、養子縁組成立後の実親への心理的ケア、養子縁組家庭への定期的な訪問や相談窓口の開設等により、養子縁組成立前後の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築
- iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業
産科医療機関とも連携して特定妊婦からの相談に応じるとともに、看護師を配置し、産科医療機関と連携した妊娠期のケアや、出産後の母子への養育支援、自立に向けた関係機関と連携した就業支援等、特定妊婦への支援体制を構築
- v 高年齢児のためのソーシャルワーカー加配モデル事業<新規>
社会福祉士等のソーシャルワーカーを加配し、比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための支援体制を構築
- vi 資質向上モデル事業<新規>
民間あっせん機関の従事者の資質向上を図るため、民間あっせん機関同士が連携し、定期的な研修会・連絡会議及び人事交流等の取組を実施。

③養親希望者手数料負担軽減事業<拡充>

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを利用する養親希望者は、児童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、児童相談所が関与する養子縁組里親とのバランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市

3. 補助基準額

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業	受講者1人当たり	54千円
ii 第三者評価受審促進事業	1か所当たり	300千円

②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

i 養親希望者等支援モデル事業	1か所当たり	4,551千円→6,840千円<<拡充>>
ii 障害児等支援モデル事業	1か所当たり	3,007千円
iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業	1か所当たり	6,127千円
iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業	1か所当たり	6,293千円
v 高年齢児のためのソーシャルワーカー加配モデル事業	1か所当たり	6,127千円<<新規>>
vi 資質向上モデル事業	1か所当たり	6,127千円<<新規>>

③養親希望者手数料負担軽減事業

1人当たり	300千円を上限→350千円を上限<<拡充>>
-------	-------------------------

4. 予算か所数

i 養親希望者等支援モデル事業	15か所
ii 障害児等支援モデル事業	10か所
iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業	15か所
iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業	10か所
v 高年齢児のためのソーシャルワーカー加配モデル事業	15か所<<新規>>
vi 資質向上モデル事業	10か所<<新規>>

(参考) 2019年7月4日現在：21事業者（許可を受けた事業者数）

5. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

養子縁組に関する支援の拡充について

養子縁組民間あっせん機関助成事業

<現 行>

(1) 養子縁組民間あっせん機関基本事業

- ① 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 (H30～)
※ 1人当たり53千円
- ② 第三者評価受審促進事業 (H30～)
※ 1か所当たり300千円

(2) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- ① 養親希望者等支援モデル事業 (H30～)
※ 児相等との連携体制の構築、関係機関と連携した支援、成立後の支援、事前マッチング、自助グループの育成等
※ 1か所当たり4,551千円
- ② 障害児等支援モデル事業 (H30～)
※ 1か所当たり2,942千円
- ③ 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 (R元～)
※ 1か所当たり6,072千円
- ④ 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 (R元～)
※ 1か所当たり6,244千円

(3) 養親希望者手数料負担軽減事業 (R元～)

- ※ 1人当たり300千円

<要 求>

(1) 養子縁組民間あっせん機関基本事業

- ① 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
※ 1人当たり54千円
- ② 第三者評価受審促進事業
(同 左)

(2) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- ① 養親希望者等支援モデル事業
※ 1か所当たり約6,840千円(拡充)
(非常勤単価を常勤単価へ拡充、医療機関と連携するための謝金を追加)
 - ② 障害児等支援モデル事業 ※ 1か所当たり3,007千円
 - ③ 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
※ 1か所当たり6,127千円
 - ④ 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 ※ 1か所当たり6,293千円
 - ⑤ 高年齢児対応のためのモデル事業 (新規)
※ 1か所当たり約6,127千円(ソーシャルワーカーの加配)
 - ⑥ 資質向上モデル事業 (新規)
※ 1か所当たり約6,127千円(企画・調整職員の加配)
- #### (3) 養親希望者手数料負担軽減事業 (拡充)
- ※ 1人当たり350千円

養子縁組民間あっせん機関職員研修事業

1. 事業内容

【令和2年度概算要求額】20百万円（養子縁組民間あっせん機関職員研修事業費補助金）

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

①養子縁組あっせん責任者研修

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第18条に掲げる厚生労働大臣が認める研修として、養子縁組あっせん責任者研修を実施。

②養子縁組あっせん機関等職員研修

民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせん業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）

※別途、参加者より参加費用を徴収（あっせん機関に対しては、特別養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該参加費用を補助）

参 考

＜「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（抜粋）＞

第二十二條 国又は地方公共団体は、民間あっせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあっせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができる。

第三十六條

2 養子縁組あっせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であつて養子縁組あっせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有するものでなければならない。

＜「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」附帯決議（抜粋）＞

五 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、各種の研修等の充実を図るとともに必要な人材育成の在り方について検討を行うこと。

【令和2年度概算要求額】217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

職員の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる児童養護施設等に対して、補助職員の雇上費を補助することにより、施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務の対応するため体制を強化し、児童指導員等の業務負担軽減、就業継続・離職防止を図る。

〔拡充内容〕

- ・ 指導員等を目指す者の複数配置を可能とする。
- ・ 施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務の対応するための補助者を配置するための費用を補助する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

- ・ 指導員等を目指す者の配置 1人当たり 3,958千円<<拡充>>
- ・ 補助職員の配置 1か所当たり 3,958千円<<新規>>

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

【令和2年度概算要求額】217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

①児童家庭支援センター運営事業

- ・ 虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う。
- ・ 子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

③指導委託促進事業

現在、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童発見者からの通告があった場合等の児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①児童家庭支援センター運営事業

事務費	常勤心理職配置の場合	11,660千円
	非常勤心理職配置の場合	7,769千円
事業費	件数区分に応じて	353千円～6,615千円
初度調弁費	1か所当たり	400千円

②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業 1か所当たり 1,069千円

③指導委託促進事業 1件当たり（月） 107千円

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

【令和2年度概算要求額】217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

- ①短期研修
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。（おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定）
- ②長期研修
一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。また、学生等の実習生を一定期間（2週間程度）受け入れ、実習指導を行い、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い施設体験を通して就労促進につなげる。なお、事業の実施に当たり、都道府県等に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあっせん等事業の円滑な実施を図る。
- ③ 児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①短期研修	宿泊あり	1人当たり	133,000円
	宿泊なし	1人当たり	73,000円
②長期研修	送り出し施設	1人当たり	1,052,000円
	受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216,000円
	調整機関事務費	1自治体当たり	2,992,000円
	受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
	受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
③研修開催費	1自治体当たり（各施設種別単位）		2,499,000円

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

1. 事業内容

【令和2年度概算要求額】12百万円の内数（社会的養護出身者ネットワーク形成事業）

社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民会団体等において、社会的養護経験者を対象とした全国規模の交流会等を開催する。

（内 容）

- i 社会的養護経験者同士のネットワーク構築
- ii 支援制度の紹介
- iii 社会的養護経験者の支援に取り組んでいる団体の紹介
- iv ソーシャルスキルトレーニング 等

※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）

1. 事業内容

【令和2年度概算要求額】217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

①社会的養護自立支援事業<<拡充>>

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

[拡充内容]

- ・ 児童養護施設等の退所者が意見交換等を行える場所を、常設するために必要となる経費の補助を創設する。

②身元保証人確保対策事業

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

2. 実施主体

- ①都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）※母子生活支援施設：市及び福祉事務所設置町村
- ②都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

①社会的養護自立支援事業

- ・ 支援コーディネーター配置 1か所当たり 6,181千円
- ・ 居住費支援 1人当たり月額 里親86千円、児童養護施設383千円等
- ・ 生活費支援 1人当たり月額 就学・就労をしていない者51,350円、就学している者11,190円、一般住宅（就学後中退した者）50,000円等
- ・ 生活相談支援 1か所当たり 常勤2名以上配置12,150千円→14,896千円、左記以外8,913千円→11,660千円<<拡充>>
- ・ 就労相談支援 1チーム当たり 5,735千円
- ・ 学習費等支援 特別育成費 基本額 1人当たり月額24,420円、資格取得等特別加算 1人当たり57,610円
 - 補習費 1人当たり月額20,000円
 - 補習費特別分 1人当たり月額25,000円
 - 就職支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
 - 大学進学等自立生活支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円

②身元保証人確保対策事業

- ・ 就職時の身元保証 年間保険料10,560円
- ・ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料19,152円
- ・ 大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料10,560円

4. 補助率

- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2
- 国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4

社会的養護自立支援事業の実施イメージ

<児童相談所等>



①支援コーディネーター（全体を統括）

- ※ 児童の措置解除前に、支援担当者会議を開催し、退所後の生活等を考慮した継続支援計画を作成
- ※ 関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づく支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計画を見直し

<民間団体への委託等> ②生活相談支援担当職員（生活相談支援）



- ※ 居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援
- ※ 対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援 等
⇒ 児童養護施設等の退所者が意見交換等を行える場所を、常設するために必要となる経費（人件費や管理費）の補助を創設

③就労相談支援担当職員（就労相談支援）

- ※ 雇用先となる職場の開拓 ・ 就職面接等のアドバイス
- ※ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ 等

対象者の状況に応じて必要な支援を実施

措置解除

（家庭復帰又は自立した児童）



（施設等の入所児童）

※ 措置費による支弁



※ 家庭復帰・自立した者の家賃・生活費については、「自立支援資金貸付事業」の活用が可能



（引き続き施設等に居住する児童）

④住居費支援（里親・施設の住居費を支援）

⑤生活費支援（大学進学者等の生活費を支援）

⑥学習費等支援（進学希望者の学習塾費等を支援）

※ 措置解除後も特に支援の必要性が高く、施設等において居住の場を提供する場合、措置費に準じて居住費等を支給。

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

1 児童養護施設等の環境改善事業

【令和2年度概算要求】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

【事業内容】

（1）入所児童等の生活環境改善事業

- ①児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
- ②児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るための老朽化した設備の購入や更新及び改修に係る経費を補助

（2）ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助

- *（1）（2）について、地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園の移動等に当たり、原状復帰が必要となる場合の改修費も補助対象

（3）児童家庭支援センター開設支援事業

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）に係る経費を補助

（4）耐震物件への移転支援事業

耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費に係る補助

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【補助基準額（案）】 1か所あたり800万円

ただし、里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業分は、1か所あたり100万円

（2）の建物賃借料は、1か所あたり1,000万円<新規>、（3）の児童家庭支援センター開設支援事業は、1か所あたり300万円

【補助率】 国1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）又は国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

2 地域子育て支援拠点の環境改善事業

【事業内容】 地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

【実施主体】 指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【補助基準額（案）】 1か所あたり800万円

【補助率】 国1/2（指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）又は国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

【事業内容】 児童相談所において、児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助

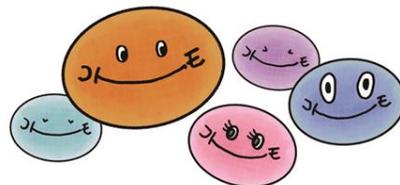
また、一時保護所において、児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 1か所あたり800万円

【補助率】 国1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2）

令和2年度ひとり親家庭等自立支援関係概算要求の概要



厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上や母子生活支援施設を活用した相談支援の実施によるひとり親家庭等への相談支援体制の充実、大学等に修学するひとり親家庭の子どもへの修学資金等に修学期間中の生活費等を加えるなどひとり親家庭等への支援の充実を図る。

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともにDV対応と児童虐待対応との連携強化や婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組の充実を図る。

これを踏まえた、令和2年度概算要求の主な内容は以下のとおり。

	(令和2年度概算要求)	(令和元年度予算額)
	4,324億円の内数	(4,361億円の内数)
・母子家庭等対策総合支援事業	133億円	(130億円)
・児童扶養手当	1,619億円	(2,075億円)
・母子父子寡婦福祉資金貸付金	29億円	(31億円)
・婦人保護施設措置費	23億円	(22億円)
・児童虐待・DV対策等総合支援事業 など(その他、他部局計上分を含む)	217億円の内数	(169億円の内数)

※ 令和2年度予算の減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給(年3回→6回)に伴い、令和元年度予算に15か月分の所要額を計上していたこと等による。

※ 令和元年度予算は、臨時・特別の措置を除く。

1. ひとり親家庭等の自立支援の推進

1. 支援につながる

(1) 自治体窓口のワンストップ化の推進

○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化石業の実施

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。

また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【補助基準額（案）】 就業支援員の配置等： 1か所当たり 5,000千円
集中相談の実施： 1か所当たり 3,100千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村 1/2

(2) ひとり親家庭への相談支援体制の充実【拡充】

ひとり親家庭等に対する相談支援について、地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援等を実施する。

また、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談支援を実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

○ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭等生活支援事業）

【補助基準額（案）】

① 1か所当たり 9,617千円→11,341千円《拡充》

② 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に

①に加算する額 4,265千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村（特別区を含む。以下同じ。）

【補助率】 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

1. 支援につながる（続き）

（3）母子・父子自立支援員等の専門性の向上【拡充】

母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談対応に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

○母子家庭等就業・自立支援センター事業（相談関係職員研修支援事業）

【補助基準額（案）】 1センター当たり 1,497千円→2,737千円《拡充》

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村 1/2

（4）その他

① 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進

今後の子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等を実施する。

【保健福祉調査委託費：53百万円】

② 母子家庭等自立支援対策費

母子・父子自立支援員の全国研修会の開催等を通じて、ひとり親家庭等の自立支援を推進する。

【母子家庭等自立支援対策費：3百万円】

③ ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施

母子・父子福祉団体等の民間団体が全国的・広域的に行うひとり親家庭等の自立支援に資する事業への財政支援を通じ、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図る。

【ひとり親家庭等自立促進基盤事業：9百万円】

【実施主体】 民間団体（法人格を有するものに限る）（公募により選定）

【補助率】 国：定額（10/10相当）

2. 生活を応援

(1) 児童扶養手当

① 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給を行う。

【児童扶養手当給付費負担金等：1,619億円】

【手当額（案）】※ 物価スライドによるアップ率1.0%の場合

第1子	全部支給	43,360円	一部支給	43,350円～10,230円
第2子加算額	全部支給	10,240円	一部支給	10,230円～5,120円
第3子以降加算額	全部支給	6,140円	一部支給	6,130円～3,070円

【支給主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

② 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業【新規】

受給者情報（年金の受給情報等）の円滑な把握（一括情報照会等）や、毎年6月に実施されるデータ標準レイアウトの改訂に対応するため、児童扶養手当システム等の改修を行うことにより、マイナンバー制度を活用した情報連携を推進する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【補助基準額（案）】自治体規模により設定（1か所当たり4,000千円～350千円）

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国 2/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 1/3

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行う。また、ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、大学等に修学する子どもの修学資金等に修学期間中の生活費等を加える。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金：29億円】

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国 2/3、都道府県・指定都市・中核市 1/3

2. 生活を応援（続き）

(3) 子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）の実施

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

○ひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業）

【補助基準額（案）】

- 1 集合型により実施する場合：3(1)～(2)及び(4)の合計
- 2 派遣型により実施する場合：3(1)及び(3)の合計
- 3 集合型と派遣型の両方を実施する場合：(1)～(4)の合計

(1) 事務費 1実施主体当たり 2,674千円

(2) 事業費（集合型）

① 1実施主体当たり 7,664千円

② 実施日数に応じて①に加算する額

105～156日：3,833千円、157～208日：7,665千円、209日以上：11,497千円

(3) 事業費（派遣型）

① 1回の訪問が1日の場合 9,980円×訪問延回数

② 1回の訪問が半日以内の場合 6,480円×訪問延回数

※3(2)②の実施日数は、事業実施場所毎の実施日数の合計とする。

(4) 実施準備経費（1実施場所当たり）

① 改修費等 4,000千円

② 礼金及び賃借料（実施前月分）600千円

※令和2年度中に支払われたものに限る。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

2. 生活を応援（続き）

（4）養育費の確保等支援

① 養育費相談支援センター事業

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

【養育費確保支援事業委託費：54百万円】

② 離婚前後親支援モデル事業

養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業を実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【補助基準額（案）】 1か所当たり：1,713千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村1/2

③ 母子家庭等就業・自立支援事業の推進【拡充】

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施し、母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

（拡充内容は、67頁「（3）母子・父子自立支援員等の専門性の向上」を参照）

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【補助基準額（案）】

1. 母子家庭等就業・自立支援センター事業

次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に次の率を乗じて得られた額の合計額。

・ 1又は2事業を実施：0.9

・ 3事業を実施：0.95

・ 4事業を実施：1.0

(1)就業支援事業 1センター当たり

① 週5日以下の実施の場合 6,354,000円

② 週5日以下（土日を含む）の実施の場合 7,014,000円

③ 週6日実施の場合 7,675,000円

④ 週7日実施の場合 8,995,000円

(2)就業支援講習会等事業 1センター当たり 9,200千円又は13,950千円（※）

※平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において就業支援講習会等を実施する場合

2. 生活を応援（続き）

(3)就業情報提供事業 1センター当たり 2,717千円

(4)在宅就業推進事業 1センター当たり 2,000千円

※なお、在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業推進事業を行う場合、年度当たりの支援対象者数に応じて以下のア～ウに定める額を加算する。

ただし、支援対象者の報酬月額（平均）が1万円未満の場合は、以下の額に0.9を乗じる。

ア 5人以上15人未満：3,000千円

イ 15人以上30人未満：6,000千円

ウ 30人以上：9,000千円

(5)養育費等支援事業（①及び②の合計）

① 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合 1センター当たり 3,064千円

※法律相談の件数が年間260件以上の場合に加算する金額：728千円

② ①以外の事業を行う場合

ア 週5日以下の実施の場合 3,697千円

イ 週5日以下（土日を含む）の実施の場合 3,915千円

ウ 週6日実施の場合 4,135千円

エ 週7日実施の場合 4,578千円

(6)面会交流支援事業 1センター当たり 1,761千円

事前相談・支援計画書の作成・面会交流援助の実施件数に応じて以下の①～⑥に定める額を加算

① 251件以上300件以下：350千円 ② 301件以上350件以下：700千円 ③ 351件以上400件以下：1,050千円

④ 401件以上450件以下：1,400千円 ⑤ 451件以上500件以下：1,750千円 ⑥ 501件以上：2,100千円

(7)相談関係職員研修支援事業 1センター当たり 1,497千円→2,737千円《拡充》

(8)広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 1センター当たり 2,200千円

2. 一般市等就業・自立支援事業

(1)① 就業支援関係事業を行う場合 2,000千円

② 養育費等支援関係事業（弁護士を配置して事業を行う場合を除く。）を行う場合 2,000千円

③ 広報啓発等関係事業を行う場合 1,000千円

(2)在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業推進事業を行う場合、年度当たりの支援対象者数に応じて以下の①～③に定める額を加算する。（ただし、支援対象者の報酬月額（平均）が1万円未満の場合は、以下の額に0.9を乗じる。）

① 5人以上15人未満：3,000千円

② 15人以上30人未満：6,000千円

③ 30人以上：9,000千円

(3)弁護士を配置して、養育費等支援事業を行う場合、以下の金額を加算

1事業当たり 3,064千円（法律相談の件数が年間260件以上の場合に加算する金額：728千円）

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

（5）ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施【拡充】

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援する。

また、事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実に図るとともに、定期利用の対象範囲を小学生を養育する家庭まで拡大する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【補助基準額（案）】

1 事務費分 1か所当たり 3,997千円

2 派遣手当分 1時間当たり

①子育て支援	(深夜、早朝以外9:00~18:00)	(深夜、早朝)	(講習会会場)
	740円→900円《拡充》	920円→1,120円《拡充》	1,110円→1,350円《拡充》
	(宿泊分)	(移動時間)	
	3,680円→4,480円《拡充》	1,530円→1,860円《拡充》	
②生活援助	(深夜、早朝以外9:00~18:00)	(深夜、早朝)	(移動時間)
	1,530円→1,860円《拡充》	1,910円→2,320円《拡充》	1,530円→1,860円《拡充》

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

2. 生活を応援（続き）

（6）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施（内閣府予算）

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。

また、児童の安全性の確保や利用者負担の軽減等のため、保護者が子どもを預入先の施設等へ連れていくことが困難である場合等において、居宅から実施施設等の間や通学時等の児童の付き添い支援を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,304億円】

【補助基準額（案）】

1 運営費

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数×8,640円
- イ 2歳以上児 年間延べ日数×4,730円
- ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数×1,200円
- エ 居宅から実施施設等の間や、
通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

【実施主体】市町村

【補助率】国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ア 夜間養護事業
 - （ア）基本分 年間延べ日数×900円
 - （イ）宿泊分 年間延べ日数×900円
- イ 休日預かり事業 年間延べ日数×2,010円
- ウ 居宅から実施施設等の間や、
通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

3. 学びを応援

(1) 生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業の推進【拡充】

より身近な場所で支援を受けられるよう、会場の設置を促進する。また、高校生世代への支援の充実を図る。

【生活困窮者自立支援関係予算：525億円の内数】

(母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。)

(2) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進【拡充】

ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する給付金の支給割合の見直しを行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【支給内容】 受講修了時給付金：受講費用の2割→4割（上限10万円）

合格時給付金：受講費用の4割→2割（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国3/4、都道府県等1/4

(3) ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

○ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭等生活支援事業）

【補助基準額（案）】 1か所当たり 11,341千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(1) 就職に有利な資格の取得支援

① 母子家庭等自立支援給付金事業の推進

・ 高等職業訓練促進給付金の支給

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

○母子家庭等自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金等事業）

【支給内容】支給対象期間：修業する期間（上限36月、ただし資格取得のために4年課程の履修が必要となる資格を目指す者については48月）

支給額（月額）：住民税非課税世帯 100,000円（最終1年間は140,000円）

住民税課税世帯 70,500円（最終1年間は110,500円）

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

・ 自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が、雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座及びこれに準じて地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

○母子家庭等自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業）

【対象講座】①雇用保険の一般及び特定一般教育訓練給付の対象となる講座

② " 専門実践教育訓練給付の対象となる講座（専門資格の取得を目指すものに限る）

③上記①、②に準じ地方自治体が地域の实情に応じて指定する講座

【支給内容】上記対象講座①は受講料の6割相当額、上限は20万円

上記対象講座②は受講料の6割相当額、上限は修学年数×20万円、最大80万円

※ただし、12,000円を超えない場合は支給しない

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

4. 仕事を応援（続き）

② 母子家庭等就業・自立支援事業【再掲】

母子家庭等就業・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

(2) ひとり親家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン～

○生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者に対するより効果的な自立支援のため、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を推進する。

【生活保護受給者等就労自立促進事業費等：84億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

○マザーズハローワーク事業の推進【拡充】

マザーズハローワーク事業について、事業拠点の拡充（202か所→204か所）を行い、関係機関と連携したひとり親への就職支援を推進する。

【マザーズハローワーク事業推進費等：41億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

○トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の活用

安定的な就職が困難な求職者を、常用雇用へ移行することを目的に、一定期間試行雇用する事業主に対して助成する「トライアル雇用助成金」の活用により、母子家庭の母等の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

【トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）：11億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

○特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の活用

母子家庭の母等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給する。

【特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）：477億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

4. 仕事を応援（続き）

○キャリアアップ助成金の活用

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した事業主を支援する「キャリアアップ助成金」の活用により、母子家庭の母等を含む有期契約労働者等の正規雇用等への転換等を推進する。

【キャリアアップ助成金：1,130億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め雇用環境・均等局予算に計上。）

(3) ひとり親家庭の親が利用しやすい職業能力開発の推進

○母子家庭の母等に対する職業訓練等の実施

・ 託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施

母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、公的職業訓練において、育児等による時間的制約のある方向けの短時間訓練コースの設定や、託児サービス支援の提供を推進する。

また、「母子・父子自立支援プログラム」の対象者等に対しては、母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、「職業訓練」に先立ち、就職の準備段階としての「準備講習」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。

（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）

・ 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

公共職業訓練において、配偶者からの暴力（DV）被害者である母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施する。

（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）

・ ジョブ・カード制度の推進を通じたキャリアコンサルティングの普及促進

個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、ジョブ・カードを活用して労働者のキャリアプラン再設計や企業内のキャリアコンサルティング導入等を推進するための取組等を実施する。

【離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム推進事業等：35億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）

4. 仕事を応援（続き）

○公共職業訓練におけるeラーニングコースの実施

通所の方法によっては訓練の提供が困難であると考えられる、ひとり親等の家庭的制約を抱える者及び公共職業訓練を利用できない離島・僻地等の求職者を対象として、eラーニングによる職業訓練機会の提供を行う。

【離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム推進事業：42百万円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）

（4）母子・父子自立支援プログラム策定事業【拡充】

ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

また、自立支援プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持するとともに、更なる目標が設定できるよう、アフターケアを実施する。

なお、母子・父子自立支援プログラム策定員等が適切な支援方針の提示とともに効果的な資格取得を助言することができるよう、キャリアコンサルタントの養成講習を受講する経費を補助する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【補助基準額（案）】 1プログラム当たり20千円（アフターケアを実施した場合20千円を加算）

講習受講経費 1実施主体当たり97千円《新規》

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国10/10

5. 住まいを応援

○生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者に対して有期で家賃相当額を支給することにより、住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を行う。

【生活困窮者自立支援関係予算：525億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。）

2. 困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進

1. 婦人保護事業の運用面における見直しに向けた拡充等

(1) 婦人相談員活動強化事業【拡充】

婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体が実施する各種研修を積極的に受講できるよう婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】・婦人相談員手当 研修受講者：月額最大194,900円
研修未受講者：月額最大151,800円

・婦人相談員活動費

a) 同行旅費・事務費 都道府県：年額58,000円、市：年額：49,000円

b) 研修受講旅費 年額 45,940円《新規》

代替職員雇上費 年額224,000円《新規》

【実施主体】都道府県・市（特別区含む）

【補助率】国1/2、都道府県・市1/2

(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供支援を新たに実施するとともに、民間団体を活用した事業委託が可能となるよう、運用の見直しを図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】・対象者5人以上10人未満 1施設当たり 913千円
・対象者10人 1施設当たり 1,825千円
・10人を超えた対象者1につき151,960円を乗じて加算

・集いの場提供支援 1施設当たり 425千円《新規》

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区 ※民間団体等への事業委託を可能とする。《拡充》

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

1. 婦人保護事業の運用面における見直しに向けた拡充等（続き）

（3）婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】

婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、これまで都道府県（婦人相談所を設置する指定都市を含む）で実施する専門研修について、婦人相談員を配置する市（特別区を含む）でも実施できるよう実施主体を拡大する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 ・研修を年1回開催する場合 年額 67,780円
・研修を年2回開催する場合 年額135,560円
・研修を年3回以上開催する場合 年額203,340円

【実施主体】都道府県・市（特別区含む）《拡充》

【補助率】国1/2、都道府県・市1/2

（4）婦人相談所SNS相談支援事業（仮称）【新規】

若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 38,993千円

【実施主体】都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 ※民間団体等への業務委託可

【補助率】国1/2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市1/2

（5）地域生活移行支援事業（ステップハウス）【新規】

婦人保護施設退所後の地域社会への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練を実施するほか、見守り支援を行う生活支援員を新たに配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1施設当たり 546千円

【実施主体】都道府県

【補助率】国1/2、都道府県1/2

1. 婦人保護事業の運用面における見直しに向けた拡充等（続き）

（6）DV被害者等自立生活援助事業【拡充】

一時保護退所後のDV等被害女性が、地域で自立し定着するための支援の充実を図るため、モデル事業として実施してきた当該事業を本格実施に移行させ、自立支援を促進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1か所当たり 4,478千円

【実施主体】 都道府県・市

【補助率】 国 1/2、都道府県・市 1/2

（7）若年被害女性等支援モデル事業

若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1か所当たり 10,860千円（必須事業、加算分、任意事業の全てを実施した場合）

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区

【補助率】 国 10/10

2. DV対応と児童虐待対応との連携強化

（1）DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1か所当たり 年額6,217千円

【実施主体】 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】 国 1/2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1/2

2. DV対応と児童虐待対応との連携強化（続き）

（2）同伴児童学習支援事業【新規】

婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受けられる体制を整備するため、学習指導員を配置するとともに、教材や学習机等の環境整備に必要な補助を行う。

【婦人保護施設運営費補助金：14億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・学習指導員（基本分） 1施設当たり 年額1,635千円
- ・学習指導員（加算分） 1施設当たり 年額2,518千円
- ・教材費等 児童一人当たり 月額4,982円

【実施主体】都道府県

【補助率】国1/2、都道府県1/2

（3）心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】

婦人保護施設の職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件を緩和（※）する。

（※）心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上いること → 常時1名以上いることに緩和

【婦人保護施設運営費補助金：14億円の内数】

【補助基準額（案）】 施設事務費算定基準によって算定された額

【実施主体】都道府県

【補助率】国1/2、都道府県1/2

（4）同伴児童通学支援事業【新規】

DV被害者等が同伴する子どもが、婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助する。

【婦人保護施設運営費補助金：14億円の内数】

【補助基準額（案）】 1施設当たり 年額2,304千円

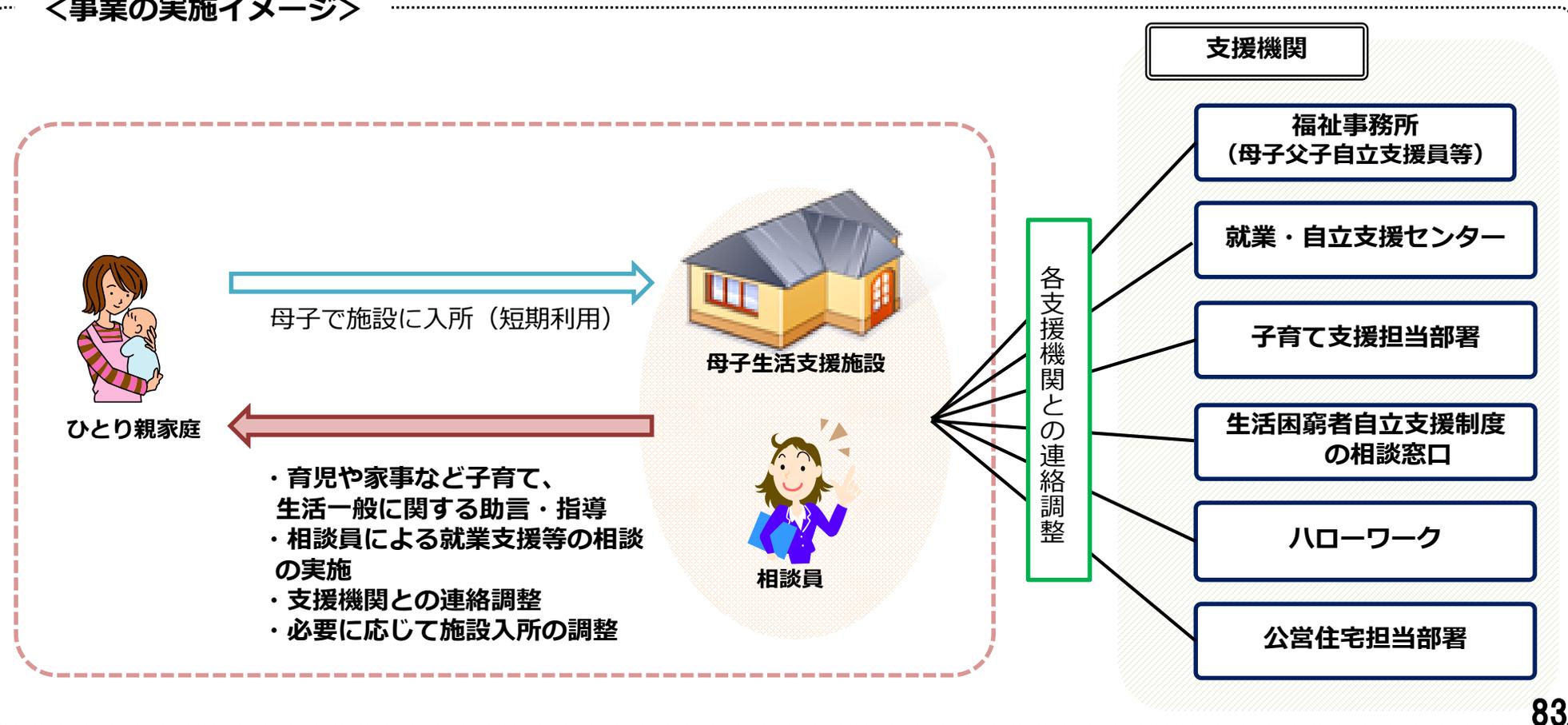
【実施主体】都道府県

【補助率】国1/2、都道府県1/2

概要

- ひとり親家庭に対する相談は、個々の家庭の就業環境等にあわせた対応が必要であり、行政機関への来所相談のほか、民間団体の活用等による訪問相談等を実施しているが、個別のニーズを的確に把握するために、集中的に相談できる環境も必要である。
- このため、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導や各種支援につなげるための相談を実施する。また、必要に応じて施設入所に向けた福祉事務所との連絡・調整も行う。

<事業の実施イメージ>



1. 概要

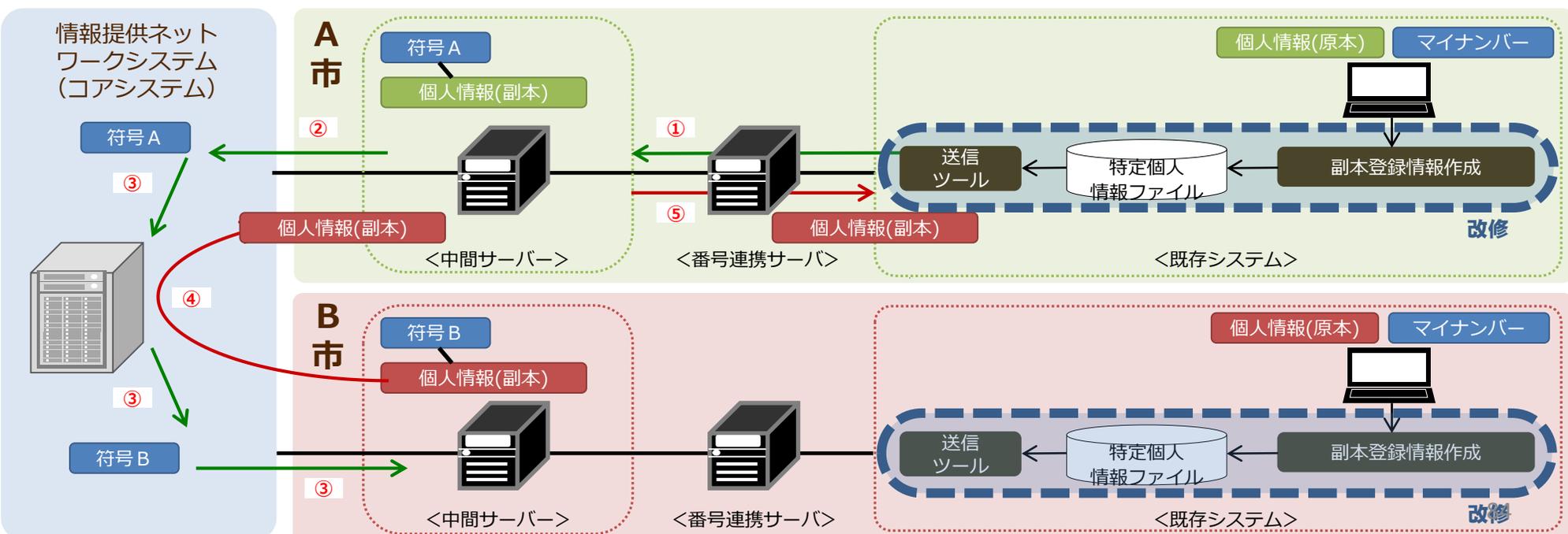
受給者情報（年金の受給情報等）の円滑な把握（一括情報照会等）や、毎年6月に実施されるデータ標準レイアウトの改訂に対応するため、児童扶養手当システム等の改修を行うことにより、マイナンバー制度を活用した情報連携を推進する。

※ マイナンバー情報連携に係る副本登録作成機能やデータ送信機能等について、データ標準レイアウト改定等にあわせて改修を行い、その費用の一部を補助する。

2. 実施主体 都道府県・市・福祉事務所設置町村

3. 補助率 国 2 / 3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 1 / 3

情報連携のイメージ（マイナンバー情報連携体制整備事業）



改正の内容

- ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、大学等に修学するひとり親家庭の子どもの修学資金等に修学期間中の生活費等を加える。

【目的】

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

【対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

【実施主体等】

都道府県、指定都市、中核市（国：2/3 都道府県、指定都市、中核市：1/3）

【貸付実績（平成29年度）】

- ①母子福祉資金：173億5,725万円（31,461件）②父子福祉資金：6億5,360万円（1,334件）
- ③寡婦福祉資金：3億3,248万円（507件） ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

【令和2年度概算要求】

生活困窮者自立支援法等関係予算 438億円の内数 → 525億円の内数

- 子どもの学習・生活支援事業については、H31.4の改正法施行により、子どもの生活習慣や育成環境の改善に関する取組強化など、事業の推進が図られている。
- 制度開始以降、学習支援等の会場数についても増加しているが、遠方等の理由で通えない家庭がなお存在している状況。
- 学習支援等会場の設置が進むことにより、居場所支援や保護者への相談支援、小学生等からの早期支援の促進など、副次的な効果も期待される。

学習・生活支援事業の実施状況等

- 実施自治体数の増加等に伴い、学習支援実施会場についても設置が進んでいる一方、遠方等の理由から、事業の利用が困難な家庭が存在している状況。また、会場数とともに対象世代を広げている取組事例もある。

実施自治体数の状況

	27年度	28年度	29年度	30年度
実施自治体数	301 (33%)	417 (46%)	506 (56%)	536 (59%)

利用者数・実施箇所数の状況

	27年度	28年度	29年度
利用者数	20,421人	23,605人	31,853人
実施箇所数	950箇所	1,277箇所	1,694箇所

○学習支援事業を利用したことがない理由（今後の利用意向がない保護者に対する質問）

- ・子どもが行きたがらないから …34.1%
- ・通わせることが困難だから（送り迎えなど） …31.6%
- ・事業があることを知らなかったから …18.7%
- ・対象の学年・年齢ではないから …14.6%
- ・近くにそのような事業がないから …11.8%

※平成30年度社会福祉推進事業「生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業」より

A市の取組事例

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
市内会場数	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	6箇所
利用者定員	中学生90人	小学生90人 中学生150人	小学生80人 中学生180人 高校生30人	小学生90人 中学生210人 高校生30人	小学生105人 中学生226人 高校生37人

- **実施会場数の更なる設置促進を図ることにより、遠方等の理由による参加困難者の解消や実施規模が過大となっている会場の解消、子どもや子どもの世帯に対するきめ細かい支援の実施につながる。**
- **上記課題への対応、更なる設置の推進のため、実施会場数等に応じた支援実績加算を創設する。**

対象経費

- 支援員人件費等（人件費、交通費等）
- 会場設置経費（賃料等）
- その他光熱水料、通信料等



高校生世代支援の実施状況

- 平成29年12月にまとめられた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書において、高校生世代や10代の若年層に対する支援が不足しているとの指摘。
- このため、平成30年度予算において、高校生世代に対して、高校の授業のフォローアップだけでなく、学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に行うための加算措置を創設。
- 平成30年度時点において、事業実施自治体の約4割が高校生世代への支援を実施。
- 一方、高校生世代への学習支援においては、小中学生への支援に比べ、学習レベルが高いことや専門的分野の指導が必要となる場合があり、充実した支援が不足しているといった課題がある。

実施自治体数の状況

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
事業実施自治体	301(33%)	417(46%)	506(56%)	536(59%)
うち高校生世代支援実施※		157(38%)	172(34%)	205(38%)

地域福祉課生活困窮者自立支援室調べ。()書きは実施率。

※29年度までは高校中退防止のための支援として実施

生活困窮世帯等の子どもへの支援における指摘

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書抜粋 (H29.12.15)
「学習支援のみの問題ではないが、高校生や高校中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している。」
- 次期大綱の方向性に関する構成員事前意見等 (R元.5.13子どもの貧困対策に関する有識者会議資料抜粋)
居場所プラスワンの取組、将来の夢や希望が広がる取組をセットで行えるような具体的な例示をすると良いのではないかと。

高校生世代への支援における自治体の要望等

- 高校生世代支援における課題
 - ・部活やアルバイト等による参加率の低さ …53.5%
 - ・学習レベルが高度又は専門化による指導困難 …61.1%
 - 高校生世代に対する学習支援充実の要望
 - ・外部講師の招聘による授業実施 …33.2%
 - ・模擬試験等への参加 …29.1%
 - ・外部講習(夏季講習等)への参加 …28.0%
 - その他意見
 - ・就職の場合は、資格試験や簿記等専門教科の指導が必要
 - ・学生ボランティア等が少なくなる夏季講習は有意義
- ※地域福祉課生活困窮者自立支援室調べ (R元年5月調査)

- このため、高校生世代に対する支援を実施している自治体において、外部講師の活用等を支援対象とすることにより、学習等支援の充実を図る。
- 外部講師の活用は、普段の学習支援や生活支援の補完であり、事業の一環として事業者が主体となって実施する。
- 外部講師・講習については、学習分野に関するもののほか、将来の進路選択につながる講師・講演等も含まれる。

対象経費

- 外部講師の招聘に要する経費
- 外部模試の受験に要する経費 等



拠点

マザーズハローワーク(21箇所 [平成18年度より設置])

- ・ 子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
- ・ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市に設置。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

【マザーズハローワークでの相談の様子】



マザーズコーナー(181箇所 [平成19年度より設置])

- ・ マザーズハローワーク未設置地域であって、県庁所在地等中核的な都市のハローワーク内に設置する専門窓口。

支援サービスの特徴

求職活動の準備が整い、具体的な就職希望を有する子育て女性等を対象に、利用しやすい環境を整備の上、きめ細かい就職支援サービスを提供。

○ 総合的かつ一貫した就職支援

- ・ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ・ 再就職に資する各種セミナー（パソコン技能講習など）の実施、公的職業訓練へのあっせん
- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供
- ・ 求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓、事業所情報の提供
- ・ マザーズハローワーク等にひとり親専門の相談員を配置し、プライバシーに配慮した専門的な相談支援を実施

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ 職業相談中の子どもの安全面への配慮を施したキッズコーナーの設置や授乳スペースの確保
- ・ 職業相談窓口へのベビーチェアの配置

【キッズコーナー】



【授乳スペースのベビーベッド】



【保育所情報】



令和2年度の新規取組



○ 拠点の拡大

子育て女性等の再就職支援を一層充実させるため、事業拠点を2箇所拡充 令和元年度 202箇所 → 令和2年度 204箇所

○ 家族介護離職者に対する支援の強化

家族等の介護のために離職した者に対して、仕事と介護が両立しやすい事業所への再就職支援等を実施。

【令和2年度概算要求】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

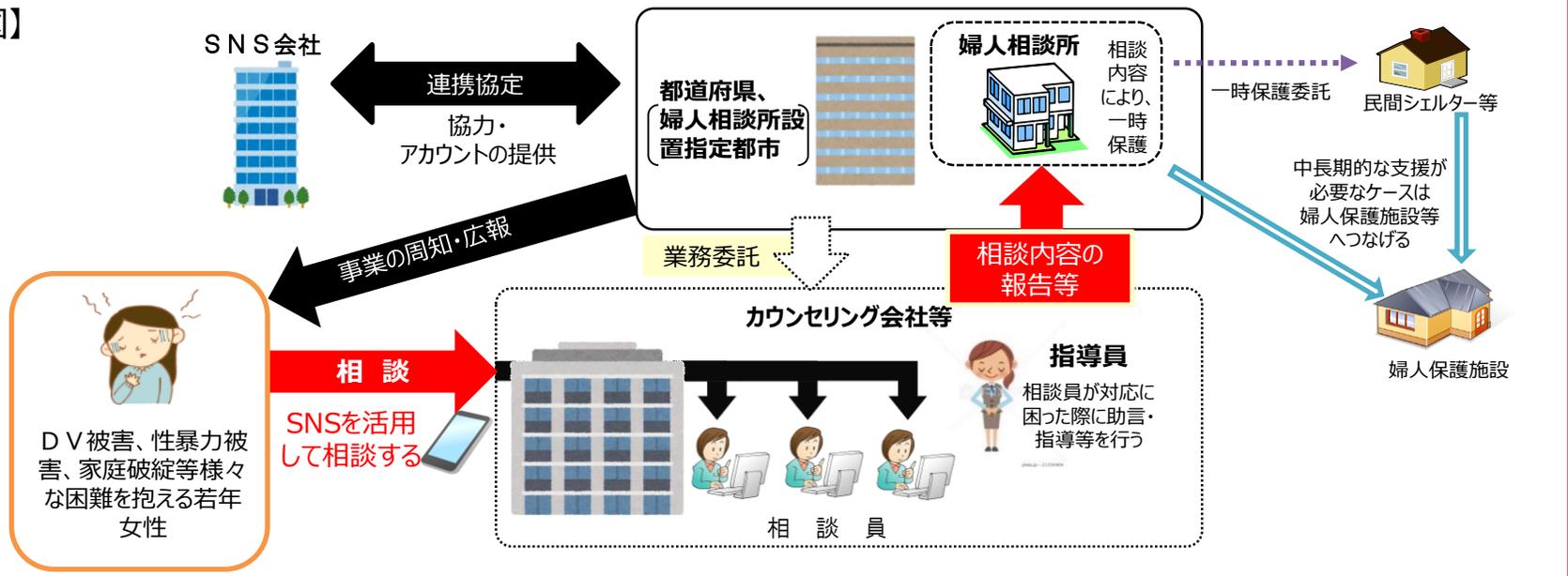
- 婦人保護事業では、従来、婦人相談所等において電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげているところであるが、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、婦人相談所にSNSを活用した相談体制を導入し、それを入り口として若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市 ※民間団体等へ業務委託可

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 38,993千円

【イメージ図】



【令和2年度概算要求】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 婦人相談所において、DV被害者等に同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係団体と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置し、児童虐待対応との連携の強化を図る。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額（案）】 1か所当たり6,217,000円

【事業イメージ】

